

平成27年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年12月10日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問

○出席議員（11名）

1番	村田定人君	2番	金木直文君
3番	阿部和也君	4番	船本秀雄君
5番	小寺光一君	6番	熊谷俊幸君
7番	平山美知子君	8番	磯野直君
9番	逢坂照雄君	10番	寺沢孝毅君
11番	森淳君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	江良貢君
教育長	山口芳徳君
教育委員会委員長	森弘子君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	高見忠芳君
会計管理者	今野睦子君
総務課長	飯作昌巳君
総務課主幹	敦賀哲也君
総務課総務係長	伊藤雅紀君
総務課職員係長	棟方富輝君
地域振興課長	酒井峰高君
地域振興課主幹	丹羽浩二君

兼 公 民 館 長
社 会 教 育 課 長 補 佐
社 会 教 育 係 長
農 業 委 員 長
選 挙 管 理 局 長
事 務 局 長

永 原 裕 己 君
大 西 将 樹 君
今 村 裕 之 君
飯 作 昌 巳 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
総 務 係 長
書 記

井 上 顕 君
清 水 聡 志 君
土 清 水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから平成27年第6回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 初めに、お聞きのとおり風邪を引きまして、この1週間余り病院に行って体調改善に努めてまいりましたが、お聞きのような声と、それからせきがちょこちょこ出ますので、大変お聞き苦しい点もあろうかと思ひます。ご了承いただきたいと思ひます。

それでは、平成27年第6回羽幌町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては年末の何かとご多用の中ご出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

今年も残りわずかとなりましたが、1年を少し振り返ってみますと、我が国の経済は一部に弱さは見られるものの、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、各種施策の効果もあり、緩やかな回復に向かうものと期待されているところと言われておりますが、中国を初めとするアジア新興国などの景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクとなっております。また、北海道地域においても雇用情勢は着実に改善し、個人消費については持ち直しの動きが見られ、景気についても回復基調が続いていると言われておりますが、我が町を初めとして地方においては景気の回復はなかなか感じられていない状況にあります。

こうした中、本年10月に、本町において急速に進む人口減少や高齢化社会に歯どめをかけるため、本町のさらなる魅力向上を目指し、町の活性化及び人口減少を克服するための施策の方向性と具体的事業を示した羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。今後5年間において本町の特性を生かした持続可能な地域づくりを実現すべく、効果的な施策の推進を図ってまいりたいと考えております。また、本年4月より、1万円以上のふるさと納税者に対し、本町自慢の特産品やフェリーの乗船券など、町内事業者のご協力をいただき、返礼品の進呈を開始いたしました。この返礼品事業の実施により、これまでにおける寄附件数と寄附金額よりも大幅にふえておりますことから、この寄附金をきっかけとして本町の魅力を効果的に発信し、多くの方に訪れていただき、地域の振興、発展が図られることを期待しております。また、9月には羽幌炭砒閉山45周年を記念し、全国各地より関係者200名の出席のもと、羽幌炭砒大同窓会が開催されました。閉山で全国へ移り住んでいった炭砒関係者や住民の方々とともに当時の炭砒を振り返るとして、シンポジウムや懇親会、さらには炭砒めぐりも実施

されましたが、このすばらしき炭鉱遺産が本町における重要な観光資源として全国に発信され、地域の活性化につながっていくことを期待しているところであります。

次に、基幹産業であります。農業は6月から7月中旬までの気温が低く、日照時間も平年より少ない状況にあり、秋には強風による風被害もあったため、農作物全般に減少傾向となりました。水稻は、品質が例年並みであったものの、収量については前年比で1割程度下回る見込みであります。麦は、受粉不良による生育不良が多く、粒はやや小さ目で、品質も低調であったことから、全体収量では作柄のよかった昨年と比較いたしますと少なくなっております。大豆につきましても、低温により生育がおくれ、8月の好天により一時回復は見られたものの、秋の強風によりさや落ちなどが増加し、収量は減となり、品質につきましても昨年と比べ一回り小さくなっております。また、いもち病などの水稻病害虫の被害については、平年よりも少ない状況にあります。なお、漁業につきましても、この後の行政報告にて詳しくご説明申し上げます。

さて、本定例議会に提案いたしております案件は、監査報告1件、補正予算に伴う専決処分の承認1件、議案として条例案7件、指定管理者の指定2件、27年度会計補正予算案3件の合わせて14件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿 部 和 也 君 4番 船 本 秀 雄 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

12月3日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、熊谷俊幸君。

○議会運営委員会委員長（熊谷俊幸君） 報告します。

12月3日、議会運営委員会を開催し、今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

定例会における提出案件は、報告1件、承認1件、議案12件、発議2件、都合16件、加えて一般質問5名6件となっております。これらの案件を勘案の上、定例会の会期は本日から11日までの2日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、行政報告、一般質問の審議をもって終了といたします。明11日は、報告、承認、一般議案、補正予算、発議の審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から12月11日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの2日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届け出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成27年度8月分から10月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事項について委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、金木直文君。

○総務産業常任委員会委員長（金木直文君）

平成27年12月10日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会
委員長 金 木 直 文

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成27年10月 8日

(1) 入札・契約制度について

(2) 除排雪業務について

平成27年10月13日

羽幌町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

平成27年10月23日

除排雪業務について

平成27年11月19日

焼尻めん羊牧場の運営と対策について

平成27年11月26日

(1) 羽幌港のアクセス道路及び静穏度対策の状況について

(2) 観光事業及び商工業の現状と対策について

(3) いきいき交流センターの指定管理について

平成27年12月 1日

社会保障・税番号制度に伴うシステム整備について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。

以上です。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、磯野直君。

○文教厚生常任委員会委員長（磯野 直君）

平成27年12月10日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会

委員長 磯野 直

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

平成27年10月 6日

(1) し尿処理について

(2) 羽幌高校通学支援について

平成27年10月13日

一般廃棄物及び産業廃棄物について

平成27年11月10日

羽幌町総合体育館の指定管理について

平成27年11月20日

- (1) 保育所の運営について
- (2) 障害者雇用について

平成27年11月24日

- (1) し尿処理について
- (2) 一般廃棄物及び産業廃棄物について
- (3) 離島航路利用促進事業について
- (4) 住宅改修促進助成制度について
- (5) 羽幌町の環境を守る基本計画について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成しおさめ、これにかえることといたします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 淳君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 平成27年羽幌町の漁業の水揚げ状況についてご説明を申し上げます。

北るもい漁業協同組合の販売取り扱い高は、本年11月末時点で約56億8,900万円と前年同月と比較して3億5,500万円余り増加し、年間事業計画額であります51億円を既に達成しており、漁業者各位のご努力と関係機関のご協力により達成されたものと敬意を表したいと存じます。漁獲量及び魚価を前年と比較いたしますと、エビ、ホタテ、タコなどで漁獲量がふえておりますが、カレイ類、イカなどにつきましては漁獲量が減少している状況にあり、特にサケの漁獲量は10月の暴風被害により前年比30%の減となっております。次に、魚価であります、多くの魚種で上昇し、特にカレイ類は約26%の大幅な増となっております。ナマコは、前年と同じく1キログラム当たり4,000円台の浜値をつけております。次に、町内の状況であります、羽幌本所の総漁獲量及び販売取り扱い高は前年に比較して163トンの増、約2億4,200万円余りの増となっております。年間販売取り扱い計画額20億4,000万円に対しまして約22億8,000万円であり、11月にて計画を達成しているところであります。天売支所におきましては、同じく前年に比較して12トンの減、約1,150万円の減となっており、年間販売取り扱い計画額3億5,000万円に対しまして約3億6,

100万円であり、既に計画を達成しているところであります。焼尻支所におきましては、同じく前年に比較して11トンの増、約1,250万円の増となっており、年間販売取り扱い計画額2億7,500万円に対しまして約3億1,300万円であり、既に計画を達成しているところであります。

次に、地区ごとの主要魚種の漁獲量と魚価、販売取り扱い高の動向を昨年と比較いたしますと、羽幌本所はエビの漁獲量は48トンの増、魚価高であり、約1億3,500万円の増、カレイ類は63トンの漁獲量減でありますが、魚価高のため約20万円の増、ホタテ稚貝は56トンの漁獲量増、魚価安でありますが、約400万円の増、ホタテ成貝は100トンの漁獲量増、魚価高であり、約6,300万円の増、タコは66トンの漁獲量増、魚価安でありますが、約1,600万円の増、サケは19トンの漁獲量減でありますが、魚価高のため約20万円の増、ナマコは1トンの漁獲量減でありますが、魚価高のため約2,200万円の増となっております。天売支所は、カレイ類の漁獲量は22トンの減、魚価高でありますが、約650万円の減、ホタテ稚貝は37トンの漁獲量増、魚価安でありますが、約30万円の増、ホタテ成貝は13トンの漁獲量増、魚価高であり、約500万円の増、タコは14トンの漁獲量減、魚価安のため約1,200万円の減、ウニは4トンの漁獲量減でありますが、魚価高のため約100万円の増、ナマコは2トンの漁獲量減、魚価高でありますが、約400万円の減、タラは34トンの漁獲量減でありますが、魚価高のため約100万円の増となっております。焼尻支所は、ホタテ稚貝の漁獲量は6トンの増、魚価安であり、販売取り扱い高は前年と増減ありません。ホタテ成貝は7トンの漁獲量増、魚価高であり、約300万円の増、タコは7トンの漁獲量減、魚価安であり、約700万円の減、ウニは4トンの漁獲量増、魚価安でありますが、約300万円の増、ナマコは2トンの漁獲量増、魚価高のため約1,600万円の増となっております。

以上、年間販売取り扱い計画額及び前年実績を比較した状況についてご報告申し上げましたが、本年は多くの魚種で魚価の上昇が見られますが、今後も継続されるものかは予測できない状況にあります。また、本年もトド、アザラシの来遊時期が来ており、ますます厳しさが増す漁業情勢ではありますが、一日も早く世界経済が不安を解消し、国内経済が安定することを望み、年末の魚価上昇と大漁を願っております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議長（森 淳君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第5、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。10番、寺沢孝毅君、3番、阿部和也君、5番、小寺光一君、2番、金木直文君、1番、村田定人君、以上5名であります。

最初に、10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 一般質問いたします。

羽幌町のまち・ひと・しごと創生総合戦略について質問いたします。羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の素案が10月7日開催の特別委員会に示されました。そこには、1、活発な産業づくりによる元気な町の創生、2、多くの人が集い、魅力を感じられる町の創生、3、子育てしやすい優しい町の創生、4、住み続けたいと思う町の創生の4つの基本目標及びそれぞれにおける数値目標、そして人口ビジョンが示されました。その後の町民の意見を聞くパブリックコメントを経て、10月中には総合戦略が作成されたものと考えます。5カ年計画の2年目となる平成28年度は、総合戦略の重点化と具現化が図られる年という認識に立ち、以下の質問をいたします。

1、基本目標を達成するため、特に雇用創出のために次年度はどのような仕組みづくり、または事業に重点を置き、具体的な施策を打つのか。

2、同時に住宅の確保が喫緊の課題となるが、空き家の活用、用地活用のための撤去及び民間賃貸住宅建設促進の対策をどのように進めるのか。

3、離島地区は個別の計画を持つ必要があるが、それぞれの島で雇用を創出し、人口減少を食い止めるため、どのような施策を展開するのか。

4、来年度以降の計画期間4年の年次計画をどのように描いているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員のご質問にお答えいたします。

1点目の雇用創出のための次年度における具体的な施策についてであります。雇用創出については企業進出を除き急激な増加は見込めないことから、町内事業者の活力が増進され、新たな雇用が期待できる支援施策の推進が必要であると考えております。基本目標の達成に向けた次年度の取り組みといたしましては、本定例会に提案しております羽幌町雇用促進助成条例の一部改正により、障がい者の方々の就業機会の拡大を図るほか、6次産業化を目指す事業者に対する助成制度を創設し、新たな事業展開への支援を行うなど、雇用の増加につながる基盤づくりに重点を置いた施策を推進したいと考えております。

2点目の空き家等の活用と民間賃貸住宅建設促進の対策についてであります。空き家やその解体跡地の活用については、その所有者等に対しまして当該空き家の今後の使用見込みなどを調査した上で、当面の使用見込みがなく、使用可能な状態にあると思われる空き家の所有者に対し空き家バンク制度を紹介し、登録を促しながら有効活用してまいりたいと考えております。また、民間賃貸住宅の建設促進については、本定例会で関係条例を提案しておりますが、ご決定いただきましたなら、ホームページ等を活用し、広く制度を周知してまいりたいと考えておりますが、住宅が乱立し、飽和状態にならないよう、町内の住宅事情を踏まえ、建設促進に努めてまいりたいと考えております。

3点目の離島地区における雇用の創出と人口減少を食いとめる施策についてであります。主要産業であります漁業や観光業などに係る補助制度を設けておりますので、移住希望者や後継者などに対し、それらの活用を促すほか、天売高校への島外からの生徒確保も一つの施策であり、高校卒業後における島内での正規就労についてフォローしてまいりたいと考えております。また、6次産業化の推進については、将来に向けた継続性、実効性などを検討し、判断してまいります。

4点目の来年度以降の年次計画についてであります。できるものから取り組んでまいりたいと考えております。そして、毎年度の事業終了後、実施内容に係る点検、評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ事業を改善することとしておりますので、そのような過程の中で効率よく、かつ効果的に戦略を推進してまいりたいと考えております。また、移住希望者を誘引するためには積極的な情報提供が必要であり、転出を抑制するためには現在住んでいる町民皆様にとつとこの町に住んでいたいと思っただけのような施策を講じることが移住者の定住に係る後押しにもなると考えておりますので、これらを総合的に実施してまいりたいと考えております。

以上、寺沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） それでは、ただいまの答弁に対して質問をさせていただきたいと思っております。

いろいろ地方創生に絡んで今後このようなことをしていきたいという中身が盛り込まれておりますが、中にはこれまで行われていたものを地方創生の中にも含めますというようなこともたくさんあります。今回は新たに出てきたものについて主に質問していきたいというふうに考えておりますけれども、まず雇用創出のために次年度にはどのような仕組みづくりや事業をされるのかという質問に対して、6次化を目指す事業者に対する助成制度の創設ですか、それから新たな事業展開の支援という中身が出てまいりました。6次産業に対する支援については、町長が昨年の選挙期間中にも公約の一つとして挙げておられたというのは町民初め記憶に新しいところだと思っておりますけれども、今回その中の具体的な一つとして出てきたのかなというふうに捉えております。

そこで、まずお聞きしたいのは、6次産業化を目指す事業者という言葉がありますがけれども、6次産業化、6次化を目指すということについては、結構狭い解釈をしようと思えば1次産業をやっている人に限られるということにもなるでしょうし、あるいは地元の特産品を活用してそれを加工するという意味であれば、そうでない製造業とかもいろいろ含まれてくるわけですが、その辺はどのような事業者に対する支援を考えているのかというのをまず最初に質問したいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現在漁協さんもそうでありますし、漁業者の方でも直接1次産

業に携わっている方が6次化について取り上げているものもありますし、それから加工業者も旧来からニシン等の加工をやっている業者もおられますので、どちらにおかれましてもその意欲と先の見通しがあれば、支援できるものは支援していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 製造業に関しましては、これまで羽幌町企業振興促進条例というのがあって、この条例を使えば、例えば新たな設備投資とか、工場の改築とか、そういったものに、上限額は決まっていますけれども、3分の1の補助がもらえるという制度がございますが、これには農業、漁業、1次産業にかかわる方たちは含まれておりませんでした。次に創設しようとする制度にはこれらも含めて支援ができるものをつくるということでもよろしいですか、ぜひそうしていただきたいという思いも込めて質問いたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その辺は担当課と十分相談して、私が申し上げているのは1次産業、羽幌町で製造、それから漁獲等の産出製品の販売等にかけてそういった方向性を見出せるものについては支援したいという考えで、議員おっしゃられているような細かい点といたしますか、1次産業だけに特化したものについては担当課とよく相談して決めたいと思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 水産加工業等をされている方には従来の制度が使えますので、今例えば6次化をやられている方、私数件存じ上げております。エビを活用したり、あるいは鮮魚を活用したりとか、そういうことをやられているわけですが、この方たちは漁業者なのです。つまり羽幌町の企業促進の条例が使えない立場の方。しかしながら、自分たちで手をかけ非常にすぐれた製品をつくって、そして販売を手がけておられるという方もいらっしゃると思いますので、こうした今補助制度が使えない方たちのための救済策というものもぜひとも視野に入れていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今議員おっしゃるとおり、そういう加工業者さんですとかでも新製品開発等々行っておりますし、町としてもそういう部分で例えば設備投資に係る支援等については新たな枠組みのもとで設けていきたいと思っておりますし、あと国だとかの商工関係の制度なんかもありますので、そういう国の制度なんかも見つつ、町として対応していきたいというふうに考えています。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 私もいろいろとそういった現場の方々のお話を聞いたり、今後目指す方向性なんかも相談を受けたりとか、あるいは聞き取りに行ったりしているわ

けですけれども、こうした方々というのは市場のニーズによってはどんどん、どんどん進んでいかなければならないという状況もあります。ですから、6次化のこういったものは、もしも新規につくるとすれば、なるべく早いタイミングでお願いしたいと思っております。担当課のほうではもう既にいろいろと検討されているというふうには聞いておりますけれども、来年の3月議会あたりにそうした新しい条例案というものを間に合わせるような形でできないものでしょうか、ぜひそうしていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今のご指摘の件につきましては、ほかに国の制度等々の関係もありますので、町としても加工業者さんですとか漁業者だとかのそういう製造に関する支援等について、なるべく応援できるような体制で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 答弁になかったのですが、別な話題なのですが、基本目標の2番目の多くの人が集い、魅力を感じられる町の創生という面で、地域おこし協力隊の定住60%以上を目指すという、そういう数値目標が計画の中に掲げられております。この点については答弁では触れられていないのですが、来年から地域おこし協力隊が3年の任期を終えて、そしてそのまま地域に定住するのかどうかという、そういうタイミングを迎えるのです。この辺に対する町の支援策というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えをいたします。

協力隊の方々につきましては、平成25年度に委嘱をした方々が28年度中に3名、3年間という期間を終える予定となっております。うち2名の方は既に羽幌町のほうで定住をし、何らかの起業をしていきたいというようなお話を聞いております。このため、現在の活動の中で残った後に必要な資格に係る支援ですとか、そういう取り組みについては全て支援を行っておりますほか、残った後にどういう取り組みをしたいかという具体的な詰めを現在お話をしております。また、居住する場所、拠点になる場所につきましても現在調整をしながら進めております。また、3年間任期満了した後の支援といたしましても、国の制度のほうで100万円上限に交付税対象になるというような制度も新しくできておりますので、その辺の制度も有効に活用しながら、本人とお話をしながら支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 地域おこし協力隊の方は、3年間我が町に住んで、その上で定住をしていこうという方ですから、例えばIターンする方、あるいは急にUターンする方、そういう定住の方よりも条件としてはやりやすいというか、定住しやすい方たちだと思うのですよね、立場的には。この人たちが定住を希望していて、最終的にそれが

できないということになると、それ以外の方々のIターン、Uターン、こういったものも非常に厳しいということに私はなるのではないかと思うのです。ですから、国の制度は国の制度でわかるのですが、当町としてこういう方々が本気で定住しようとしたときに定住できる可能性があるような制度設計というのも私は必要ではないのかなというふうに思います。今例えば創業の支援の当町の施策を見ても、創業のために必要な借入金の利息補給、それと何か事業を営むときに必要な借りる家の家賃とか、その家賃の一部補助、それぐらいしかないのです。だから、非常に負担が大きいですよね、やりたいというものによっては。もう少しこういう創業にかかわる支援の内容なんかも考えつつ、Iターン、Uターン、あるいは協力隊員がここで定住して起業しようというときに少しでもやりやすい環境をつくっていかないと、外から現役世代のそういった方々はなかなか呼べないのではないかなと思うのですけれども、その辺の制度の見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えをいたします。

この件につきましては、先ほどもちょっと触れたのですけれども、現在協力隊の方々とお話をしながら、どういうことをというものを詰めを行っております。また、今寺沢議員おっしゃいました創業等の制度につきましては、企業振興促進条例のほうで現在内容のほうを規定していますので、具体的な取り組み内容ですとか、そういう方向性わかれば、また担当課のほうとも相談をしながら、そちらのほうの制度の改正とかも協議をして詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） これも時間がありませんので、詰めのほうをしっかりといただきたいというふうに思います。

次、空き家バンク、それから民間賃貸集合住宅の建設促進、こちらに話題を移しますが、空き家バンクのほうはこれまでも継続してきた中の事業なので、ちょっと割愛させていただきます。新規に今議会でも条例が提案されておりますけれども、民間の事業者が賃貸の集合住宅を建設するときの助成制度を設けるということで、私もこれまで住宅不足という面で離島地区を含めた形で訴えさせていただいてきましたけれども、ようやく形になるということで歓迎はしておりますが、ただこの条例が本当に活用されて住宅不足の地域に果たして住宅が建っていくのかどうかという点については、まだちょっと心配な面がございます。

そこで、何点か確認しますけれども、まず単純な解釈について質問いたします。こういう住宅は除外しますという中に組み立て式仮設住宅というのがありますが、ちょっと調べたのですけれども、組み立て式仮設住宅という定義がはっきり出てきません。ほかのまちでもこういった条例を設けるときにはこれが除外しますという中に含まれているのですけれども、どんな解釈をすればよろしいのですか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えいたします。

イメージ的には、工事現場で使用されているような飯場ありますよね、ああいうようなものをイメージしております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 組み立て式という言葉がここに入っていますけれども、家はみんな組み立ててつくるものなのではないのかなと思って疑問に思って、ちょっと安心しました。

それから、建てやすい環境づくりということも当然必要になってくると思います。これはさきの常任委員会でも説明資料の中にありましたけれども、町有地を提供するとか、あるいは地籍の明らかな用地を活用するとか、もう一つは例えば町職員、教職員、それから移住用の住宅、こういったものが不足している場所については政策的に町が借り上げるという条件も付したいという、そういうことがありますけれども、それらについては具体的な検討というのは進んでいますか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えいたします。

用地の部分につきましては、町有地等で使っていない用地がございますので、そういう部分の情報提供をしていきたいというふうに考えております。また、空き家バンク等でも空き地のほうの情報を提供していますことから、こういう情報もあわせて提供していきたいというふうには考えております。また、入居者の部分につきましては、現在羽幌町内にも既存の民間の賃貸住宅がございますので、その辺の入居状況を勘案しながら検討はしたいと思います。ただ、方向性といたしましては、そういう考えを持っていることには間違いはありません。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 市街地区に関しては結構町有地があったりとか、そういうものが出てきています。リストも私見ていますけれども、ただ離島地区については非常に限られていると思うのです。特に地籍がはっきりした用地というのは、なかなか適当な場所がない。それで、この辺を早急に調査をして、来年度例えばこういった事業者を公募する際にそれらが明確になっているようにしていただきたいのです。その辺は間に合いますか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 離島地区の例えば住宅、アパートを建てる建設用地の確保の関係ですけれども、現状でいうとかなり厳しいところがあるかなというふうに思っております。というのは、地籍といいますか、かなり入り組んでおりまして、かつ例えば買い取りにしてもそれぞれの所有者の了解等々が恐らくかかってくるのだらうというふうに思いますから、そういう意味ではまとまった土地を手当てして、それでそこに民間の

方が住宅を民間の力だけで対応するのは難しくなるのかなというような思いもありますので、建設計画が定まった段階で、例えば土地の手当てだとかそういうところで町有地プラス買い取りしやすい民間の土地だとかという部分も、町としてなるべくそういう支援をしつつ、建設が前向きに進めるような、そういうような努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 一番問題なのはそこだと私も思っております。離島というのは限られたスペースで、ほかから通ってくるということにはできない場所なので、住宅不足イコール人口を減らす、あるいはふやすということに直接影響が出ますので、ぜひとも早急に手をつけていただきたいというふうに思います。

あわせて、質問の3点目も離島にかかわる部分なので、続けますけれども、地方創生のアイデアとして私も特別委員会の中でプレゼン等もさせていただきました。もう一つ、私こういう意見も述べさせていただいてきております。例えば人口も離島地区、市街地区、個別にきちっとビジョンを持つべきではないかと。あわせて、事業化される部分についてももしっかり地域ごとに分けるのがわかりやすいのではないかというお話をさせていただいております。担当課長は、持ち帰って検討させていただきたいというような、簡単に言えばそういうような答弁もあったかと思うのですけれども、その辺は現状どのようになっていますか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、例えば離島に特化してそういう戦略をつくるというような考え方は町としては持っていません。離島地区の雇用等々に関しましても、現在離島振興計画という町の計画がありますし、そういうところと整合性をとりながら事業を進めていきたい。そういう意味では、離島だけで特化したそういう新たな計画をつくった上で進めるという考え方は今持ってありません。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） その点について私は異議を唱えたいと思うのですけれども、数値というのはより具体的であれば具体的なほど目標がはっきりするので、非常にやりやすいと思うのです。それは、行政だけでやるわけではありませんよね。地域の住民の方々も一緒になって人口減少を食いとめよう、新たな雇用を生もうということを進まなければならないはずで。そのためには、より具体的な目標設定、事業設定というものが必要である。そういうような観点から私はそういうことを述べさせていただいているのですけれども、離島振興計画があるのであれば、それと連動させながらそういう目標設定することはできるのではないのでしょうか。例えば人口にしたって、離島振興計画にはどのように減っていくかという個別の数字もそこには載っているはずで。それに対して、こういうふうに食いとめて、将来的にはこういう目標を持ちたいということ住民の方にも説明されたほうが行政と住民が一緒になってその目標到達のために頑張るこ

とができるのではないのでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 総合戦略ですので、町としては全体的にこういうような戦略で臨みたいというところで向かっていきます。離島の関係につきましては、確かにおっしゃるとおりいろんな目標等々もありますけれども、それは個々具体的にそれぞれの例えば雇用ですとか、そういう部分で臨むべきかなというふうに考えておきまして、それを例えば離島地区だけで総合的にプランつくってというような考え方には今のところ及んでおりません。個々具体的にそれぞれの項目ごとに、そういう必要性があればプランの中で臨んでいくというふうな考え方でおります。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） ホームページ上に総合戦略、それから人口ビジョンというのはもう掲載されております。そこに手を加えなくても、個別にそういう地域に説明に行き話合いをするときにはそういう数字を持ちつつやっていたきたいということを要望しておきますが、その点についてはいかがですか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 確かに離島地区においてもそういうような目標数値等々もありますから、そういう意味ではそういうことを個々具体的に説明しつつ、例えば計画の推進に向けて町として臨んでいきたいというふうな考え方であります。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） 4番目、最後の質問にかかわる部分に話題を移しますけれども、4番目の答弁の中にこの町にずっと住んでいたいと思われるような施策をこれからも打っていききたいという、そういうまとめがありますが、特別委員会の中で医療についての話が出ました。地域医療の充実というものは、やっぱりそのためにはどうしても欠かせないのではないかと、そこが総合戦略の中ではちょっと見えませんと、その辺は持ち帰られて修正はされましたか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えいたします。

ご意見ありましたので、地域医療という部分については含めております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） それから、今後来年度からの4年間の年次計画をやっぱり持つべきではないかなと私は思いながらこの質問をしたわけですが、答弁はできるものから取り組んでいくという、そういう一言に集約された格好になっています。つまりできないものについてはやらないというような、裏を返した言い方で大変恐縮なのですが、その答弁には見えないのですけれども、決してそうではないと思うのですが、その点いかがですか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 確におっしゃるとおり、消極的にこういうことを書いたわけではなくて、町としては取り組めるところからそれこそ重点的に取り組んでいきたいというような考え方でありますし、その結果例えばいろんな問題が発生したら、それをまた改善してと、そういう形でもって改善して実施をするというような考え方でいきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） そこで、お聞きしたいのですけれども、私がこの質問の中で一番聞きたかったのは、町長ご自身が何に重点を置いて地方創生に取り組んでいくのかという、その部分でございます。今回6次化ということで新たな制度を創設しますという形が出てきたのですけれども、町長は6次化を一つの軸としてこれから羽幌の地方創生を進めるのだというような、そういう意思なのかどうか、町長ご自身の意思を確認させていただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 6次化が大事であることは間違いございませんが、それを一本として進むというわけにはいかないと思っております。寺沢議員ご指摘のとおり、ずっとこの町に住んでいたいということに関しましても医療を含めてというご意見を今いただきましたが、そういったもろもろの課題もござりますし、ずっと住んでいたいというような感覚、そういった気持ちを大事にするということになりますと、もっと広い視野に立ってやらなければいけないと思っております。確かに1次製品の購買力を高めるということは第一に考えなければならないことなので、6次化に対しても思い入れを強くしてやりたいという覚悟は私にもござりますが、議員おっしゃるようなそれを一本というような形になりますと、偏った考えになってまたほかの面からお叱りを受けたりというようなことが起きても困りますので、そういった考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 10番、寺沢孝毅君。

○10番（寺沢孝毅君） できればこれ最後にしたいのですが、私も今の町長の答弁は理解できます。6次化だけをやればよいということではありませんよね。同じ意味だと思えるのですけれども、そういうさまざまな総合的な施策の中で、でも何かに重点を置いてやらないと雇用という面ではなかなか生まれてこないしということで、全体網羅した中でどこに力点置くかということをお聞きしたかったということなのです。今後残すところ4年なのですけれども、そういう意味で5回、町民の方々を集めて総合戦略の会議をやっています。そこからきちっと精査をして、大事なことを、全てが大事なこともかもしれないのですが、4年間でここに重点を置いて、最終的にこういった町にしましようというようなものが示されないと、町民の方も集まったはいいいけれども、やっぱり総花的な話で終わりなのかということにもなってしまうのではないかと思います。ぜひ町長

にリーダーシップとっていただいて、そういう重点施策をお示しいただいて、各課がそれを4年間で具現化するための流れをつくって町民にわかりやすく示すということをやっていたきたいなというふうに希望するのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 私が羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取りまとめをやったということもありますので、ちょっとその辺で説明をさせていただきたいと思います。

確かに、住民、産業界、いろんな代表の方々からお話をいただいて今回の取りまとめを行いました。おっしゃるとおり、何か特化して、それでもって羽幌というのはこういうことやっているねという部分で、それが雇用につながり、産業の発展につながりというようなことは当然考えていかなければならないと思います。ただ、国の施策の中で例えば交付金の問題ですとか、いろんなこともありますので、そのとき、そのときに合った国の施策に関係したといいますか、それを利用したような形で町として何か政策的に目玉としてなり得るものが出てくるのかどうか、そういうことも判断しながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 予定時間を過ぎておりますので、最後のまとめということでお願いします。

○10番（寺沢孝毅君） 町長に私最後にお話をさせていただきたいと思うのですけれども、国の交付金に合わせて計画をつくるということではなくて、この町の実態に合った計画をつくった上で、そこに合う交付金が出てきたら即取り組めるという体制をつくっていただきたいなと思いますけれども、町長、最後をお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ありがとうございます。私も同じような考えはございます。確かにおっしゃるとおりでございますし、何かに集中するということはとても大切なことでございます。また、副町長申し上げましたのも、行政側として当町の財政基盤としては自主財源が1割というような格好でやっておりますことから、国の施策に乗るということも1つ大事なことでございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、議員おっしゃるとおり、我が町には我が町の課題がありますので、それをまた掘り起こしながら、それに十二分に特化した物の考え方で進まなければならないというのも、私を初め副町長以下の職員も同じような考えでおりますことをお伝えして答弁とさせていただき、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） これで10番、寺沢孝毅君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 私からは高齢者支援策について質問します。

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、超高齢社会となるが、人口の少ない過疎地域では都市部と比較して高齢化社会としての問題が5年、10年先行していると考えられます。羽幌町も人口の減少とともに高齢者が抱える生活課題を支える担い手不足が懸念されており、特に冬などは高齢者が抱える不安が多くなると考えられます。また、高齢者になるほど住みなれた住宅で生活を継続したいという希望が強くなる傾向にあります。築年数の経過や加齢に伴う身体機能の低下により、住みなれた住宅では生活を継続するのが困難となっています。人口の減少、高齢化の進展に伴い、高齢者への生活課題への支援策として以下の点について質問します。

1、現在町が行っている高齢者などの除雪サービスは、高齢者事業団が作業受託をしているが、今後高齢者世帯の増加に伴い、今以上に労力の確保が必要と考えるが、今後の対策として考えていることはあるのか。

2、近年豪雪地帯では高齢者が屋根の雪おろし作業中の転落による事故が多発しており、雪おろしを行うことが困難な高齢者への支援が必要と考えられる。今後支援などの考えはあるのか。

3、介護保険法改正により、今後在宅介護が増加すると思われる。バリアフリー化などの住宅改修は保険給付の対象となるが、今後当町としての課題と対策は何か。

4、高齢者が住む住宅は築年数が経過しており、壁、屋根などが劣化しており、安全面などから改修が必要と思われる。住宅改修助成制度が延長となる予定ですが、高齢者枠や助成制度の見直しをすべきと考えるが、どうか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢者等の除雪サービスに対する今後の対策についてであります。現在市街地区については高齢者事業団が、離島地区については団体及び個人への委託にて行っており、高齢化が加速する中、地域で暮らせる環境づくりへの取り組みは課題であり、十分に認識しております。市街地区の除雪を担っている高齢者事業団自体の高齢化も進んでいる状況で、今後を見据えたとき、ほかの事業者も考えなければならない時期に来ていることは認識しており、検討もしてまいりました。しかしながら、現状高齢者事業団が行っている除雪体制やコストを考えますと、対応可能と思われる団体などと協議はしておりますが、条件面での折り合いがつかない状況にあります。この現状を踏まえ、今後においても条件を含めた協議をしていかなければならないと考えており、方法について模索しております。

2点目の屋根の雪おろしへの支援などの考え方についてであります。1点目の答弁でも申し上げましたとおり、高齢者事業団については余力がない状況にあります。現状雪おろしに関する相談、問い合わせに関して民間の事業者等に依頼していただくよう対応しておりますが、今後は除雪サービスの体制を整え、その後方法も含めて検討してまいりたいと考えております。

3点目の住宅改修に関する今後の課題と対策についてであります。介護保険法の対象となる住宅改修については、手すりの取り付け、段差の解消、床材の変更、扉の取りかえ、洋式便器への変更があります。これらの改修に係った経費について、20万円を上限に申請者の所得に応じて8割から9割が保険給付される制度となっております。実績については、その年によってばらつきがありますが、平成25年度では30件で約240万円、26年度では40件で約300万円となっております。この制度については、在宅生活を継続する上で基本となる住環境の整備を行うものとして、福祉用具の購入、レンタルとともに最も身近なサービスとなっております。超高齢化社会の到来に伴う要介護者の増加を受け、給付実績も増加していくものと見込んでおりますが、今後についても対象者個々に合った適切な住宅改修となるよう、給付の適正化を図ってまいりたいと考えております。

4点目の高齢者枠や住宅助成制度の見直しについてであります。この制度は住宅の改修及び老朽家屋の除却を促進し、快適で良好な住環境の整備、町並み景観の向上並びに町内建設産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的としており、この制度での支援は特に考えておりません。しかしながら、高齢者や低所得者の居住用住宅に対する支援といたしましては、現在町営住宅へのあっせんなどの支援を行っているところでもあります。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） それでは、答弁いただいた内容を確認しながら質問させていただきます。

もう季節は冬になってきましたので、今回こうした高齢者に対しての雪対策ということで質問させていただきます。まずは、1点目の高齢者への除雪サービスについてですが、町側も高齢化が加速する中で地域で暮らせる環境づくりへの取り組みは課題であり、十分認識しているとなっております。そして、高齢者事業団自体の高齢化で今後も見据えてほかの事業者も考えていると、そして検討もしてきたとあります。答弁の中で対応可能と思われる団体などとの協議ということがありますが、まずそこでお聞きしたいのが協議する団体です。ある程度絞って協議しているのか、何団体かある中でやっているのか、その辺数字的な部分でいいですので、教えていただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） ほかの団体ということなのですから、可能と思われると書いてありますように、こちらのほうで関係課と協議をして可能と思われるところ、今のところは1者なのですから、そこを協議しております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 1者ということですので、ある程度冬場でもそういった作業ができるということですね。そういった団体と協議するということは冬場の雇用対策にもなりますので、そういった団体との協議も必要ですけれども、羽幌町には冬場仕事がなく困っている方々ももちろんいるわけで、特に1次産業や建設業など、冬場仕事がなく困っている。今後そういった1次産業や建設業とも協議すべきではないのかなとも思います。そうすることによって、除雪作業の新たな担い手なども探すことができるのかなとも思います。そういった面で労力の確保として1次産業や建設業も含めて今後協議していくという考えは行政側にはないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 雇用の観点からということであれば、ちょっとお答えしかねるところではあるのですけれども、高齢者の除雪サービスという観点につきましては、除雪をするというところの部分に担当課としては重点を置いていて、雇用という部分が先ほども申し上げた条件として協議している中でネックとなるところで、雇用を確保するというふうになると一定程度の収入を見込んであげなければいけないと、例えば雇う期間であったりということのその保障も必要になってくるという部分では、現在行っております除雪サービスについては実働に対しての対価という形でやっているものですから、雇用対策についてはまた別の視点が必要かなというふうには担当課としては思っております。

以上です。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） わかりました。そういったことでしたら、なかなか難しいのかなとも思います。

それと、もう一点、雇用としてやるのは難しいといった話でしたけれども、現在季節労働者冬期雇用対策事業、これ公共施設のほうをやっているわけですね、そういった部分を、公共施設も大事ですけれども、高齢者のほうにも回すことが可能なかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） そのことにつきましては、関係課も含めましていろいろと段階踏んで協議をしているのですけれども、先ほども申し上げましたように、どこまでができるのか、何ができるのかというところを今できること、できないことを含めていろいろ協議をしている段階だということです。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） わかりました。ぜひいろいろと協議していただいて、特にこれから高齢者の方々ふえていきますので、ぜひともいい取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、2点目の屋根の雪おろしへの支援についてですけれども、私の質問は、高齢者が屋根の雪おろし作業中の転落事故が多発しているのです、高齢者への支援をということで質問をしていますので、幾ら元気な高齢者事業団とはいえ、やはり高齢者ですので、余力があろうがなかろうが、屋根の上での作業はさせるべきではないとも思っています。それでは、答弁を確認しながら雪おろし支援について質問させていただきますけれども、現状では雪おろしの相談、問い合わせについては民間業者に依頼していただくよう対応しているとありますけれども、この対応について質問させていただきます。これは、町側のほうで問い合わせ来たときに、ここの業者さんができますよという形の対応なのか、それともただ単に民間業者のほうにお願いしますというだけなのか、その辺の対応というのはどういうふうに行っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 現状の対応ということなのですが、この現状というのは昨年度までのというところでもめ置いていただきたいのですが、今まで現実的に相談というのはほとんどないような状況にあります。ただ、あった場合について、ゼロだったというわけではないのですが、年間にして1件あるか、ないかぐらいでしたので、雪おろしといえども屋根の状況ですとかということもありますので、それを現状を踏まえた上でできそうなところをお知らせするというようなところで、業者として幾つ幾つ、どことどこができますというものを持っているかと言われると、それは手元には持っていませんという状況です。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 現在雪おろしで困っている高齢者から相談とか問い合わせというのは少ないということですが、民間業者も雪おろしをしていますし、そこで当然雪がたまったときには高齢者の方々はおろしてもらいたいですし、それによって民間にとってもプラスになるということもありますので、こうした雪おろし作業をしている民間業者とかを登録制にして、必要としている住宅に一覧表にして配付するとか、そうすれば高齢者にとっても民間にとってもスムーズに行くのではないのかなと私は考えるのですが、このような考えについてどのように思うのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 雪おろしにつきましては、議員おっしゃるようにそれぞれが多分個人の中でお願いをするという形で処理をしているので、町のほうに来ていない現状なのかなというふうには押さえています。決して町内で雪おろしが全然行われていないとは思っていないのですが、ただ自分でできることは極力していただいて、どうしてもできない部分についての支援が必要になってくるのかなというふう

えておりますので、そのことは今後についてどういうものが必要になってくるのかという方法も踏まえて、今議員おっしゃったような方法がいいのか、あるいは違う方法があるのかということも含めて今後について検討させていただきたいということでそのようにお答えをさせていただいているところです。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ぜひ検討していただきたいなと思います。

次に、雪おろしについてももう一度質問しますけれども、今後は除雪サービスの体制を整え、その後方法も含めて検討していくと答弁いただいていますけれども、除雪サービスについては積雪15センチ以上になったら除雪しなければなりません。しかし、屋根の雪おろしの場合は年1回でも大丈夫だとは思っています。1回の雪おろしで数万円はかかりますけれども、年1回で十分ですし、こうした支援を必要としている高齢者にとっては助かると思うのです。

そこで、質問なのですけれども、今後検討していく上で雪おろしへの支援を必要とする高齢者に対する補助などは考えているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） 今の体制を整えて、その後にということで考えておりましたので、今現在どういう体制でとか、お金で補助するのかというような具体的ところまではまだ検討に入っていないので、今後の中でそういうことも議員おっしゃいますように含めていかなければならないのかなというふうには思っております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） ぜひ前向きに取り組んで、補助をつけるなりということをしていただきたいなと思います。体制を整えたとしても、どうしても労力がすごく必要な部分ですね、できれば補助を出していただいて、民間にもプラスになるような、そして高齢者にとってもプラスになるような方法を考えていただきたいなと思います。

それでは次に、3点目の住宅改修に関する今後の課題と対策についていただきました答弁については、十分に理解させていただきました。

それでは、4点目の高齢者枠や助成制度の見直しについて答弁いただいておりますけれども、私の質問が悪かったのか、高齢者枠と助成制度の見直しについてはこの制度での支援は考えていないと答弁いただいています。改めてこの2つについて質問させていただきます。今回こうした質問をさせていただいた理由なのですけれども、私も建設業ですので、高齢者の方々の家に行って仕事をよくするのですけれども、その中でよく質問されるのが、例えばこの外壁がモルタルが剥がれてきているのだけれども、何か直すために町の補助とかないのかいと聞かれて、住宅助成制度があるから申し込んでみたらとよく言うのですけれども、高齢者の人がよく言うのは、どうせ当たらないのでしようと言う高齢者の方が多くて、今回40件、以前は35件だったのが40件となりま

して、その中で高齢者枠として5件でも10件でもいいので、高齢者の方々に制度を利用していただいて住環境の整備を行ってもらえればなと思って質問しました。

もう一点の助成制度の見直しですけれども、これも高齢者の方々と話したのですけれども、外壁の一部だけ直すのだったら100万もしないで直せるのだと、60万、70万ぐらいで直せると、しかし100万以上までするととなると年金暮らしの高齢者には助成制度を利用することができない。そうした声を聞きまして、高齢者枠、そして助成制度の見直しということで今回質問させていただきました。今回考えてはいないという答弁いただいていますけれども、改めて今後も含めてこういったのは盛り込まないとか、そういったのは見ないということでもよろしいのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 議員さんの質問に対してお答えいたします。

この住宅リフォームの助成制度でございますが、町長の答弁でもお話しいたしましたように、住宅の改修ですとか、あとは町内建設産業の振興、雇用の安定ということを目的として条例化されているものでございます。先ほど質問にありました高齢者枠、40件とかという部分の一部、数件を高齢者枠にできないかというようなことだったと思うのですが、今までについては一応それ以上の申し込みがあった場合については本年度についても補正等対応しないでやってきている部分があります。後ほど条例の提案をさせていただくこととなりますが、新年度以降につきましては一応予算の枠内で当該年度は行っていきますが、それで漏れた方については次年度に優先をして助成の対象にするという考え方で運用しようということ考えておりまして、若干1年ぐらい改修時期がおくれるかもしれませんが、そういう形での漏れた方に対しての支援といいますか、漏れた方が次年度以降修繕できる形の体制を考えております。

もう一つの部分ですが、一部の修繕、100万未満の修繕についての助成ができないのか、それも高齢者の方々へのということの質問であろうかと思いますが、その限度額、工事費の額をどこまで下げたらいいか、50万ならいいのか、80万ならいいのか、それとも30万なのかということも当然あると思われまます。基本的には先ほど申し上げましたように建設業者さんの振興、雇用の安定ということも考えておりまして、基本的には細かい修繕ですとかいう部分については独自でやっていただくしかないのかなというふうに考えておりますし、なおかつ修繕できないことによって冬場ですとか通常の生活に支障を来すのだと、でも修繕する費用がないのだという部分について住環境の整備、居住部分については公営住宅等、今栄町南団地ですとか北町団地についてもあきがある状況でありますので、そちらのほうへの転居という部分も含めて考えてもらうということで考えておりますので、基本的にこの助成制度での見直しといいますか、制度設計という部分は今現在では考えておりませんので、そういう意味でご理解いただけないかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） わかりました。そういった制度というものはやらないというように感じでしたけれども、答弁の中で高齢者や低所得者の住宅に対しては町営住宅へのあっせんをしているということでした。私の質問の中では、やはり住みなれた家で住みたいのだということ、引っ越しするのも大変だし、そういった部分ではできないのだ、だから住んでいるのだ、そのために直したいのだという質問で、町側としては町営住宅へのあっせんということですので、そのとき引っ越しがやはり大変だ、そういった部分も何か考えていくのかどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。その労力というか、手伝いみたいな。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 現在の状況でありまして、今議員さんがおっしゃられたような形の要望ですとか意見等は直接役場のほうには来ていない状況にありますし、あと住宅が老朽化がひどくてという部分については公営住宅のあっせんをすることによってそっちへ移っていただいているという形の高齢者もございます。その中で引っ越し費用が出せない、それだけの費用を負担できないのだというお話は、今のところ現実としてそういう直接的な申し出、意見等がないということで、今の段階ではそういう部分の助成制度というのは現在考えていないところであります。

○議長（森 淳君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） それでは、最後の質問にいたします。今回高齢者が抱える生活課題として除雪、雪おろし、そして住宅について質問させていただきました。こうした問題は、羽幌町が抱えているそのほかの問題と比較しても、目には見えているのですが、なかなか対応し切れていないのかなと思ひまして今回質問してみました。ですが、こうした高齢者が抱えている生活課題という問題は、将来にも続く問題だとは思いますが、できるだけ早く取り組んでいただきたいと思ひます。

それでは、最後に高齢者が住みやすい環境づくり、そして住み続けたいと思えるまちづくりに対して駒井町長の思いをお聞きして、私からの質問を終了させていただきます。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 高齢者が住み続けたいまちづくりということで思いをということでございますが、私も親と同居して、高齢化が進み、認知が進むと大変な状況であるということは十分認識しております。その中で、家族の支援ということは今国が大変進めておりまして、平成14年ですか、介護保険制度が始まりまして、当時は施設介護と、国が100%、100%と言わないまでもほとんど面倒見ますというような格好で進んできたのがここ数年来在宅へと、国も施設介護ではお金の面で大変だということで方向転換を始め、現在もう方向転換は完全に終わろうと、その中でまたシステムが変更されようとしているような状況でございます。議員おっしゃるとおりのご支援も当然必要な面はこれから我々団塊の世代が最後の20年、還暦を過ぎて向かっていくわけでございますから、高齢者がふえる中でさまざまな問題を抱えていることも事実でございます。

しかしながら、もう一つ考えなければならないことは、業者もその中で手続等をされる
ときに、100万がいいのか、50万がいいのかという担当課長の話もありましたけれ
ども、そういった中でかける経費がどの辺でいいのか、また雪おろし等につきましても
私のうちと副町長のうちで雪の降り方が違うのであれば、私が多いときに来てもらって、
後からそちらが多いときに行けばいいというような状況になりますけれども、大体羽幌
町にどか雪が来たときはみんな一斉でございます。それから、時間的なものも当然待機
の時間が必要になってくるだろうし、そういう時間帯も含めればいいのか、そういう時
間でなくて実働だけを考慮して支給する方法で納得していただけるのかといったところは、
先ほど健康支援課の課長が申しました考えている最中ですよというようなところでござい
ます。私の考えといたしましては、十二分にそういったことを勘案しながら、何ができ
るのか、また財政負担はどうすると軽く済んで、さらに住民、お年寄りの方に喜んでい
ただけるのかということ十二分に考えて、これからの私の任期3年間に幾らかでも前
へ進みたいという考えでありますので、ご理解とご指導をまたよろしくお願いいたしま
す。

○議長（森 淳君） 昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 町行政について私のほうから2件4点を質問いたします。

1件目、自治基本条例と住民投票条例について。近年多くの自治体でまちづくり条例、
まちづくり基本条例等の自治基本条例が制定されています。自治基本条例は、地域課題
への対応やまちづくりは誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくかを文章
化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例であります。多くの自治体で
は、情報の共有や住民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う住民、首長、行政
等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等への住民参加や住民投票など、
自治を推進する制度であります。羽幌町では、現在情報公開や住民参加による各種審議
会等も行われていますが、総合的な自治基本条例制定について十分な議論を行うことが
必要であると考えます。また、自治基本条例を制定する多くの自治体では、住民参加や
協働の役割の中で住民投票の制度を取り入れています。将来に向けての大きな課題や住
民間や議会、行政の中で議論が対立した場合にも住民の声を直接聞くことのできる制度
ではありますが、現在羽幌町ではこうした条例や制度はありません。そこで、次のとお
り質問します。

1、羽幌町における自治基本条例制定の必要性の認識と取り組みについて。

2、羽幌町でも早急に住民投票条例の制定化をする必要があると考えるが、どうか。

続いて、2件目、医学生修学資金の創設について。羽幌町では北海道立羽幌病院や民間病院があるが、医療体制の充実や診療科目の拡大などを望むものの、慢性的な医師や看護師不足により、町民の医療への不安や不自由な状況が続いています。羽幌町においても看護師等修学資金の貸し付けや医師研究資金等貸与を行い、医師や看護師の確保に努めています。短期的即効性のある施策はもちろんです。医学生のための奨学金制度を創設し、今後5年から10年をかけ、長期的な展望に立った投資を行うことも大切であると考えます。医師になりたいという夢やいつか医師として羽幌町で働きたいと思える学生を時間をかけて育てていくことは、未来への医療体制の充実に必要なことと考えます。そこで、次のとおり質問します。

1、現在行っている看護師等修学資金や医師研究資金等の現状について。

2、現在の看護師等修学資金制度の拡大をし、医学生修学資金の創設をするべきと考えるが、どうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問1件目、自治基本条例と住民投票条例についてお答えいたします。

1点目の自治基本条例制定の必要性の認識と取り組みについてであります。本件については昨年12月議会定例会の金木議員からの一般質問に対しまして、自治基本条例についてはつくる方向で検討したいということでご理解をいただきたいという答弁をしております。その後北海道内で本条例を制定している自治体に対しまして条例の意義や効果に対する調査を行っておりますほか、職員がセミナーへ参加し、制定自治体の現状等を聴取するなど取り組んでまいりました。これらから、本条例の多くは町民、議会、行政の協働をより推進するための基本ルールの整備が目的とされているものの、本条例を地域住民に浸透させるための対策や条例制定後に具体的なまちづくりのためのルールづくりに苦勞されている自治体があることも見受けられます。また、自治基本条例が制定され始めてから10年以上が経過するものの、自治基本条例を制定せずにさまざまな形でまちづくりを行っている自治体があることも実態としてあります。このため、本町ではまちづくりに必要とされる町民参加や情報提供などに係るルールづくりを先に行いまして、町民皆様の町政に係る関心の向上、行政等諸活動への積極的な参加促進を図るとともに、積極的な情報提供を行いながら、その過程の中で自治基本条例の必要性を見きわめてまいりたいと考えております。

2点目の住民投票条例の制定化についてであります。本制度は議会制民主主義を補完し、町民の意思を把握するためのもので、拘束力はないものとされており、投票を行うほうが政策判断するために必要な情報を持ち、客観的な総合的判断が可能かといった点も懸念されております。このため、本町の各施策については、広報紙やホームページ、

町政懇談会などを活用し、町民皆様へ情報を提供しながら、町民の代表であり、行政に精通した議員各位との議論により方向性を見出しておりますので、現時点では住民投票条例を制定化する必要はないと考えております。

次に、ご質問2件目、医学生修学資金の創設についてお答えいたします。

1点目の看護師等修学資金や医師研究資金等の現状についてであります。これらは羽幌町の医療体制を守るため、医師、看護師等の確保対策として看護師等への修学資金貸し付けは平成25年4月から、医師研究資金等の貸与は平成23年1月から実施しているものであります。初めに、看護学生に対する修学資金の貸付状況であります。平成25年度は2名、26年度は新規2名、継続2名の計4名、今年度は新規1名、継続3名の計4名に対し、それぞれ月額5万円、年額にして60万円を貸し付けており、26年度末までで合計360万円の基金を取り崩しております。今年度についても240万円を見込んでおり、当初1,500万円を積み立てておりましたこの基金の平成27年度末の残高は900万円となる予定であります。次に、医師への研究資金等の貸与状況であります。平成22年度、23年度については各年度3名でありましたが、平成24年度、25年度については各7名、平成26年度、27年度については各10名に対し、総額で約2,000万円から4,000万円を貸与しております。貸与者数は増加しており、昨年度からは特に複数年を単位として貸与を受ける医師が増加したため、年間の貸与総額もふえております。

2点目の看護師等修学資金制度の拡大による医学生修学資金の創設についてであります。当町の助産師看護師修学資金貸付制度は、人材の確保を目的に創設したものであるため、資格取得後町内の医療機関に相当期間勤務することにより返還免除をするものとなっております。しかし、医師の場合の資格取得後については、勤務地が本人の意向どおりにならない場合があるため、長期的な展望に立つことや医師になりたい、あるいは将来医師として羽幌町で働きたいと思える学生を育てていくという考えは大事にしたい思いではありますが、現状の看護師等修学資金貸付制度を拡大することに関しては困難であると考えております。北海道は、本年3月に地域枠医師の配置等の考え方を示し、北海道医師養成確保修学資金の貸し付けを受けて医師となった方たちのキャリア形成に配慮した具体的な配置先の決定システムについて整備を図っております。医師確保の観点からは、今後道内医療機関の医師確保、配置に関する状況変化を見きわめつつ対応してまいりたいと考えております。

以上、小寺議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） それでは、私のほうから再質問させていただきます。

まずは、自治基本条例について伺いたいと思います。昨年12月のちょうど1年前の定例会で答弁にもあったとおり、金木議員の質問に対して、つくる方向で検

討したいということで、ちょうど1年が過ぎた段階になっていると思います。今回の答弁を伺う限りでは、ちょっとトーンダウンしたのかなと、ちょっと消極的になったのかなというのが感じられます。去年まではつくる方向で、つくるという前提での前向きな答弁であったにもかかわらず、今回に関しては自治基本条例自体の必要性を見きわめるという答弁に変わってきたと感じるのですけれども、この1年間、先ほど職員がセミナーに参加したですとか、ほかの地域の状況を聞いたりした感じで今回の答弁になったと思うのですけれども、せっかく前向きになったのがちょっと、下がってはいないと思うのですけれども、ちょっと消極的になった過程というのを、町長の中でどういうふうなことがあって今回の答弁になったかというのをもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員の再質問にご答弁させていただきますが、もう少し詳しくと言われましても、去年は就任当初で大変新しい考えで、そういったものもあるのであれば、答弁したようにつくる方向で検討したいということでご理解いただきたいという答弁をしておりますが、現実的に調査してみた結果、先ほど申し上げましたような状況で、今すぐにそういうものやっていくという形にはならないことがわかったということでの答弁でございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 必要性を見定めていくと、見きわめていくということなので、もし必要性がないのであればつukらないということもあり得るということで、確認なのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは、今後のことでそういう形になれば、そういう形にもなり得ると思います。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分は、自治基本条例を必ずつukれということではなくて、必要性を見きわめることももちろん大事なのですけれども、その上でさまざまな今現行にある条例ですとか各制度をより強固なものにしていくことによって、最終的にでき上がるのが自治基本条例になるのではないかなというふうに思います。その中でちょっと疑問に思ったのが、例えばその次の住民投票条例にもかかわることなのですけれども、自治基本条例の中にはそれぞれの役割、行政、議会、町民の役割を明記するということにはなっているのですが、現在町長の判断では投票条例については必要性はないと、ここはなぜか断言していると。その理由として、投票する町民が政策判断すべき必要な情報を持っていないのではないかと、客観的、総合的な判断が可能かどうかというのが懸念されているという答弁があったのですが、これは一般論なのか、それとも羽幌町民に関して言っているのか、そこはどちらなのでしょう。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 一般論で申し上げたものでありまして、その後のことで申し上げていると思いますが、さらに今までどおり情報発信であるとか町民参加のルールづくりといったようなものをしていきたいということでございます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 一般論という話でしたけれども、その一般論があるので、それが懸念されているので、羽幌町としては最終的には作りませんと、ただ情報は提供していきますということだと思っております。そうすると、羽幌町民は、今例えば羽幌町には羽幌町情報公開条例というものもあります。そこがうまく反映されていないという状況にもあるのではないかなというふうに思うのですけれども、この情報公開条例は約10年以上前にできた条例ですけれども、その中にも目的としては町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、町と町民が協働による公正でわかりやすいまちづくりの推進に資することを目的とするという目的があって動いているわけですから、羽幌町民に関しては十分に政策を判断できる情報の提供が行われているのではないかなと、現状ですよ。その辺はどうでしょうか、今後ホームページとか広報という仕方もありますけれども、それが十分に今現在されているのか、されていないのか、その辺はどうお感じになりますか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 現状行政の課題等々については情報公開はされているという認識でありますし、その都度ホームページ等でいろんな情報公開をしておりますし、町民の皆さんから例えば指摘があつて、そういう部分で懸念されれば、またそれも情報公開の中で載せていると、こういう状況もありますので、ほぼ情報は公開されているという判断をしております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） そういう判断であれば、一般論で言う政策判断に必要な情報を羽幌町民は持てないということには当たらないのではないかなというふうに思うのです。そうするのであれば、きちんとした情報が渡る今の体制であれば、住民が正しい総合的な判断ができる住民投票条例というのがあつてもおかしくないのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時21分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えをいたします。

その後先ほどの答弁で申し上げてはいるのですけれども、そういうこともあるのですが、現在のうちの町では議会議員さんとの議論の中で議論を重ねながら方向性を見出していくという部分を尊重したいということで、現時点では住民投票条例の制度化を進める考えはないというふうな思いであります。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） もちろん行政と議会との議論というのは大切なのですけれども、例えば議会の中で賛成、反対、いい、悪い、町民の中でもいい、悪い、分かれたときには町民の意向を酌むものがあるべきだと思うのです。もちろん法律上拘束されるものではないことも理解していますが、手法的にはさまざまなやり方がある中で、常設型とか臨時型とか、拘束型とか諮問型とか、いろんな方法がある中で、それを一くくりに必要ないというふうに決めつけてしまうのは自分はちょっといかがかなと、もう少しゆっくり、そこは必要がないと決めるのではなくて、もちろん議会ともそれについて話すことも必要であると思いますし、町民とも向き合って、本当にそれが必要なのかというのが自治基本条例につながる一つの形になるものになっていくのではないかなというふうに考えています。本町ではまちづくりには町民参加、情報提供にかかわるルールが必要だということでおっしゃいましたけれども、具体的に町民参加というのは何をあらわしていて、どんなルールをつくっていきたいということ考えているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、酒井峰高君。

○地域振興課長（酒井峰高君） お答えをいたします。

一つのいろんな自治体の例を申し上げるのですけれども、例えば町民参加という視点であれば、地域コミュニティという活動に一生懸命取り組んでいる方々に対して、そういう町民活動を活発にやることによって行政に対する町民参加を促していく、そういうような助成制度ですとか、町にもいろんな審議会等はあるのですけれども、委員を選任するときの選任の規定がないという部分がありますので、そういう部分の整理、またパブリックコメント等も場合によっては行ってはいるのですけれども、統一した町としてのルールがないものですから、その辺のルールづくり等も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 町としては町民参加を促していく、求めていくと、自治基本条例でそれぞれの責務をうたうようになっていきます。町、行政としてはどういう責務を負わなければいけない、議会としてはどういうことをしなければいけない、町民はこういうことをしてほしいということをお願いしていくのですけれども、求めるだけで、役割を課すだけで、実際町民がさまざまなことで判断する権利を与えるのが自分は住民投票だと思うのです。私たち議会もそうですし、町長も選挙を経て4年間の任期でこの立場、それぞれの行政の立場で、議会の立場で活動していくのですけれども、どうしても4年

では決め切れないことが出てくるはずなのです。そんなときにも、そういう条例が、住民投票の条例があることで、町民に選挙だけではなくてどうでしょうかということ問える制度はあってしかるべきだと思うのですけれども、現時点でも必要ないというふうに判断されますでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 行政課題を解決する手法として、例えば今おっしゃられたような住民投票ということも考えられるということですが、行政側といたしましてはそういう課題に対して、例えば町政懇談会等で行政側から提案をし、町民の皆さんから意見をいただくと、そのやつをまたフィードバックして議会の中で説明し、また議会議員の皆さんから答えをもらおうと、こんな形で行政課題については解決していけるのだろうという判断をしております。住民投票という制度を立ち上げてやりますと、制度といいましか、課題そのものをきちんとどういう説明をして、どういう判断をもらうかという部分でいえば、その説明の仕方によってはかなり偏った方法になるでしょうし、その課題に賛成する方、反する方はそれぞれ当然のように、いろんな運動と言ったらなんですけども、そういうような理解を求めるということもありますから、例えばそういうような形の中で果たして正しい判断ができるのかということと、もう一つはそのためにかなりの行政コストがかかるということで、通常の選挙と同じような取り扱いで事務をとり行うとすれば、莫大な費用がかかるということもありますから、できればそういう課題について従前のやり方で例えば町政懇談会ですとか、あるいは住民説明会ですとか、そういうような形の中で説明をし、理解を求め、それで解決できないことについてはまた行政内で議論をして進めると、こんなような考え方でおります。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 自分としては、パブリックコメントですとか、住民説明会、懇談会を含めて余りにも住民の参加が少ないと思うのです。その中で、その小さい意見を組み入れることももちろん大事ですけども、そういう一つの権利を町民に与えることによって、反対、賛成あっていいと思うのです。それをどういう形でそれぞれが、もちろん行政もそうですけれども、きちんと正しい情報を説明する責任が出てくるので、それが実質的に自治基本条例につながっていくのではないかなというふうに思います。金額で莫大な費用と経費と労力がかかるということなのですけれども、今時代の流れは議会と行政だけではなく、うまく住民の方も取り込んで、同じ情報を共有しつつこれからのまちづくりを進めていくことが大事ということで、そういうようなことで自治基本条例を制定するところがふえているのだと思うのですけれども、ぜひ今後検討していただいて、前向きな制定に向けて、住民投票だけではなくて、自治基本条例についても前向きな動きをしていっていただきたいというふうに自分自身は感じております。

続いて、2件目の医師の奨学金についてです。現行の制度は、学生に対しては看護師ですとか助産師ですとかへの補助となっています。私は、ぜひ医師のための資金をつく

るべきではないかなというふうに考えて今回質問しました。ただ、それについては現在困難であると、その理由が医者になった後に本人の意向どおりにならない場合があるということなのですけれども、そうであればほかの町村ですとか、道ですとか、県ですとか、そういうところは助成制度はないのかなというふうに思っているのですが、調べてみる限りでは、各大学だけではなく、地方自治体も行っています。その辺ほかの自治体はできていて、なぜ羽幌だけ困難であるということによって終わらせてしまうのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） お答えをさせていただきます。

困難であるという点についてなのですけれども、おっしゃいますとおり、北海道も地域枠という形で貸付制度を行っておりますし、道内でも各市町村ですとかというところで、市立病院ですとか町立病院ですとかいうところを持っているところは幾つかあると思います。ただ、羽幌町の中でなぜ難しいかということについてなのですけれども、ご質問の確保するためということの観点について、難しいというふうにお答えをしています。確保する。今現在行っている看護師については、看護学校を出て、その後に働いていただいて、その分を免除しますという、来ていただくための支援制度という形でっております。同じような形で医師のほうもするということになると、来ていただくまでの間の確認ですとか、状況把握、あるいはどうしていくかということも含めて制度設計をしなければならないと考えています。そうすると、医師の場合は資格試験に合格をして、1年目から医師としてどこにでも行って何でも働けるというような状況には制度としてなっておりません。研修制度ですとかともろもろあります。それを羽幌町が単独で制度設計をして、来ていただけるまでの間、何年後になるのかわからないのですけれども、そこまでする確保するということがなかなか難しいのかなということで、このように難しいというふうにお答えをさせていただいております。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 現状では困難だと。ただ、困難であると考えて、やる、やらないという答弁ではないわけです。自分としては、困難ではあるけれども、羽幌町として独自の制度設計をして乗り越えていくのだと、未来へつながる、10年後かもしれないですけれども、長期的な面に立って、その困難を乗り越えていきたいとも書いていないですし、やらないとも書いていないです。難しいと。でも、だからこそそこを乗り越えていくのだということがあっていいのではないかなと。困難であることは理解はしますけれども、それで終わってしまうのか、それともそれを乗り越えていくような政策をつくっていくように考えていくのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、更科滋子君。

○健康支援課長（更科滋子君） お答えをいたします。

話を整理させていただきますと、羽幌町の子供たちが医師になりたいというところを

どう支援していくかという観点と羽幌町の医師をどう確保していくかという観点になるとちょっと考え方が異なりまして、医師確保という部分につきましては、後のほうで言っておりますように北海道も平成20年から医師確保については地域枠を設けて確保してきております。その学生たちが今出てきているので、それがこれから5年後あるいは7年後ぐらいに各地域に出てくればということも含めて、今後の状況を見きわめてという書き方をしております。積極的なというか、夢をかなえるであるとか、町内の夢を持っている人たちの支援をするという形の考え方に立つのであれば、また違う観点が必要なのではないかなというふうには考えます。

○議長（森 淳君） 5番、小寺光一君。

○5番（小寺光一君） 課長とはなぜこういうことになったかという、今年度羽幌青年会議所の事業でたまたま中学校2年生がこれから15年後、20年後というふうになっていきたいという授業を行ったわけです。その中で2人の子供が医師になりたいということ、5人の子供が看護師になりたい、あと介護士とか、そういう夢を持っているところから今回の質問になったのですけれども、ただ今回に関しては、質問の内容を見ていただきたいのですけれども、あくまでも医師確保ということで質問しているので、その観点で、道の出してくるものを受けてではなくて、先ほども言ったとおり積極的に羽幌町の独自のもので進めることによって来る方もふえたりですとか、例えば金沢医大に訪問したときに、こういう制度もありますと、医師になった人を連れてくるのではなくて、医師になりたい人、今勉強している人を今のうちから育てることをすることによって、短期的ではないのですけれども、中長期的な医師確保の観点になっていくと思いますし、道からしても羽幌町の取り組みは評価される内容になるのではないかなというふうに思います。平成25年に北海道で最初につくったと言われている羽幌町の地域医療を守る条例、そのときは駒井町長も議員の一員として、特に文教厚生常任委員の一員として一緒にこの条例制定に携わられたと思います。その中の町の責務として、道とかの計画ももちろんありますけれども、それを基本として地域医療を守るための施策を推進する責務を有すると。それは、責務を負いなさいということで決めたのです。せつかくつくった条例を有効に活用するためにもぜひ、困難であるものを乗り越えていくだけの考えと行動力があってもいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺最後に町長、一言いただきたいのですけれども。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 小寺議員のご質問は、医師確保に対する困難さについて町の条例をつくったときに議員であったらうと、そういうことからそれに向かって進めと、進む考えはないのかというご質問の要旨。そのことにつきましては、先ほど課長が申しましたとおり、今現在医師が不足していることに関しましては、先般NHKですか、報道機関でもありましたように、過去最高の研修医が出たというようなことで、医療関係者の方とお話ししても、課長申しましたとおり5年から7年の間には何百人も北海道で

お医者さんが出てくるというような状況を踏まえた中で、当町が財政逼迫している中でさらにそういったお金の使い方を考えるということは有効かどうかということもまた改めて見きわめなければならぬ状況が目の前にきているというふうに私は今考えているところでございます。確かに地元の出身者でお医者さんになっていただけると、これほど気心の知れた安心してかかれるお医者さんはいないのではないかと、私もぜひそういう方にはなっていたきたいし、来ていただきたいという思いはございますが、首長として考えたときに、予算、そういった面も含めた中で、ほかの医療、それからほかの事業、福祉だとかあります。そういったものも含めた中で総合的に判断しなければならないというのも私の現実でございますので、少しくご理解をいただければと思っております。

○議長（森 淳君） これで5番、小寺光一君の一般質問を終わります。

次に、2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、私からは広域ミックス事業とし尿処理手数料について質問をいたします。

現在留萌中部3町村では、し尿や浄化槽汚泥を下水道終末処理施設の羽幌浄化センターで処理をする広域ミックス事業を来春の開始に向けて、その前処理施設の建設が進んでいます。この建設への概算事業費としては約7億4,000万円で、このうち行政人口に占める水洗化接続率2分の1を補助要件に国から約3億7,100万円の補助を受けています。補助要件が達成できなかった場合には補助金の返還が求められる可能性もあると言われ、水洗化接続率の見通しが気にかかるところであります。また、し尿処理手数料についても、所管する委員会において審議されてきましたが、低所得者対策の実効性やくみ取り料金の集金方法など、さらに疑問に思うところがあり、以下質問をいたします。

1、水洗化接続率の現状と供用開始となる来年4月時の見通しはどうか。また、補助要件が達成できなかった場合の対応はどうか。

2、し尿処理手数料での低所得者層への軽減措置として道町民税非課税世帯を対象にしていますけれども、世帯数やその比率などを把握しなければ軽減効果が判断できないと思いますが、どう考えているのでしょうか。

3、し尿等の処理に関する条例案の条文では、処理手数料の徴収方法について別に定めるとありますが、どのような方法を考えているのでしょうか。

4、し尿処理手数料の将来的な見直しについて経費や処分料の2割程度の増減が生じた段階としていますが、その可能性や時期についてどう考えているのでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それでは、金木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の水洗化接続率の現状と来年4月時の見直しについてであります。補助要件

における水洗化の接続率については、今年の10月末現在では39.6%ですが、現在接続中の世帯があるため、来年4月時には0.2%程度アップとなる見込みです。供用開始時には補助要件の接続率50%を達成できない状況にありますが、今後においても苦前町とともに接続率のアップのための努力をしてまいります。また、国・道に対しましては、3町村の現況を説明し、理解を求めてまいりたいと考えております。

2点目のし尿処理手数料の低所得者層への軽減措置に対する軽減効果についてであります。し尿のくみ取り世帯が道町民税の非課税世帯かどうかについては個人情報となり、制度開始時の対象世帯数の把握はできませんが、平成28年度の実績により状況を把握してまいりたいと考えております。

3点目の処理手数料の徴収方法についてであります。し尿の収集については業務委託で行いたいと考えておりますことから、し尿処理手数料の収納管理は役場で行うこととなりますが、銀行振り込み以外の現金払いの方の処理手数料は委託業者に徴収を行ってもらうべく検討いたしております。

4点目の経費や処分料が2割程度の軽減となる可能性や時期についてであります。供用開始から5年以内は施設及び設備に対する大規模な修繕は発生しないと考えておりますが、維持費の大きなウエートを占めます光熱水費や薬品代については今後の物価変動により増減が生じる可能性がありますので、毎年その推移を注視してまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいまの答弁で4点目の経費や処分料が2割程度の増減となる可能性や時期についてと読むところを増減を軽減と誤って読みましたので、ご訂正をお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問を一問一答で進めさせていただきます。

先般この問題については何度も委員会等でも審議をされてきました。現在広域3町村でのし尿処理の仕方は、現在運営されている終末処理場ですけれども、もう相当年数がたっている施設であって、これ以上の延命はできないということもずっと言われてきていて、当然次の何らかのこういった手は打つ必要があったということは、広く町民の中でも理解はできていることだと私も思っております。ただ、この間にも言われていまし

たけれども、水洗化率を上げるためにもいろいろと対策をとってきたわけですが、結局ただいまの答弁の中で来年春には50%を達成できないということがもうほぼ確定的になったということでもあります。この状況をどう分析をされるのか、どういうふうに見ておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） どう分析されるかと、どう思うかということですが、私は現実的に認めざるを得ないという考えでございます。その一つは、議員おっしゃられたとおり、2町村で運営しております処理場が、平成14年でしたか、10年の延命策を講じて大改修をやったわけですが、さらに今年で3年超えるというような状況で、両町村もその爆弾を抱えた中で修理費をかけて現在まで維持してきております。これが大きなものが壊れてとまったときには、行き場を探さなければならない、その運賃をかけなければならない、さまざまなことを考えたときに、下水道を布設したときからミックス事業ということで取り組むというふうになっておりましたので、やむを得ない状況かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この間にも担当課ではいろいろ水洗率を上げるために努力をされてきたのは知っております。改造費の補助や貸し付け、あるいは町民懇談会の機会を利用してのお願い、説明、また戸別訪問もされてきているということでありましたけれども、それでもやはり50%という峰は高かったのか、壁は厚かったというのか、非常にハードルが高かったのかなと思います。今回くみ取り料金の値上げも提案されておりますけれども、結局高齢者世帯が恐らく多いでしょうし、低所得者の世帯も多いことだと思いますので、もしもこのくみ取り料金が上がったとしても、水道料金、水道使用量もふえてきますから水洗化すると水道料金もふえます。1立米300円ですか、2人家族、3人家族であれば一月2トン、3トンがふえるでしょう。私の家庭もそうでしたけれども、年間にすれば1万円前後の水道料金も上がってくるということを考えれば、とりあえず今回の値上げがされたとしても、まだまだ接続は、水洗化は思うようには進んでいけないのではないかなというふうに私は思うところがあります。その辺のところ率直なところ、今後の接続率の進みぐあい、あるいはその辺の見通しについて考えるところがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 下水道の接続の向上策については、今議員おっしゃったとおりいろんな方策を町として取り組んでおまして、羽幌町単体では接続率が現在のところ61.5%を超えております。ただ、広域で行っている事業でありますから、当然苫前町の接続率等々も勘案して、それで50%クリアというふうな条件もあるものですから、当然苫前町にも羽幌町からは接続率アップのための施策の推進については要請をし

ておりますし、苦前のほうの普及率が現状では48.6%、接続率で48.6%ということで、かなり進捗がおくれているという状況もありますので、そういう意味では苦前町さんのほうにもそのような普及率アップのための施策等々を打っていただいて、普及率を引き上げていきたいというふうに考えております。羽幌町におきましては、おおむね公共施設等々の下水道接続については、一部の古い施設や集会所を除きましてほぼ接続が進んでおります。今後は栄町南団地の公営住宅についても計画的に下水道接続を進めていきたいと、こういうような形で公共施設等々についての接続率アップのための施策を町として打っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今副町長から数字で説明されましたけれども、恐らく今言った数字は接続可能地域における水洗化率の数字だと思うのですが、私が先ほどから言っていた部分はミックス要件にかかわる数字であります。ですから、全行政人口分の水洗化率ということであれば、まだまだ羽幌町であっても50%はっていない状況ではないのかと思いますが、その辺もう一回確認させてください。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

補助要件の50%、2分の1の要件なのですが、計算式といたしましては、羽幌町の行政人口と苦前のし尿処理人口という形が分母になります。分子に羽幌町の水洗化人口という形で、接続率が5割を超えているかどうかという形の計算になります。今議員さんがおっしゃいました苦前のし尿処理人口を除きますと、比率として51.4%という形になります。

以上です。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） わかりました。最新の数字までは聞いていなかったのですが、ようやく今年度になって羽幌町だけで見れば51%を超えたという状況なのだとすることはただいま理解をいたしました。失礼いたしました。

それにしても、これは広域のミックス事業ですので、全体ではまだまだ40%だったのでしょうか、ですから非常にハードルは高いのかなというふうに思います。この点についてこの間何度か3町村の間でも話し合われてきているのだろうと思いますが、こうい

った現状、状況についての捉え方、3町村ではどのように捉えているのかお聞きしたい
と思います。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

この状況、数字につきましても、苦前、初山別の担当を含めまして報告させていただ
いておりますので、現況については苦前、初山別さんについても一定程度の把握をされ
ているというふうに思っています。苦前さんについてですが、この状況を踏まえて、接
続アップのための施策とございますか、どういう形でやるかというような具体的な内容に
つきましても確認はしておりません。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この場は羽幌の議会の場ですので、他町村についてどうこうと
言うのは控えますけれども、ぜひ引き続き3町村で協議しながら、国からの補助金返還
ということにならないような対応をぜひ頭を使ってお願いをしたいと思っております。

それで、今回くみ取り料金のほうでも軽減措置を考えて、そういった対応もするとい
うことで聞いております。ただ、この軽減措置、一体どのぐらいの人が対象となるのか
を聞いたところ、それはちょっとわからないと、個人情報にかかわるからという答弁も
ありましたけれども、それであれば、そもそも軽減措置をしますよといっても、果たし
てそれがどれだけ効果があるのかどうかかわからないような見切り発車のような軽減措
置であっては不十分ではないのかと私は思うところなのです。こういったような手続を
求めて軽減措置を決めていくのか、その手続の流れを簡単に説明していただきたいと思
います。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

軽減の関係の手続ですが、基本的には本人から申請していただきまして、申請時に道
町民税が課税されているかどうか、一般的には課税証明等になるかと思うのですが、公
的なもので確認できる部分を添付していただきまして、申請していただいて軽減させて
いただくという形の手続になるというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） その申請時には課税の証明ができるものを添付するとい
うことは、申し込み用紙と別個に例えば納税証明書なり、そういうものが必要だ
ということなの
でしょうか、確認します。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 一般的には課税証明書をとっていただくというのが一般的
ではありますが、私どものほうで具体的に事務的に詰めておりますのは、課税証明書を
とっていただく形になりますと証明手数料等を払っていただくということになりますので、
今検討している案では、申請時に課税証明を担当課のほうで縦覧していいですと、確認

していいですと同意書をあわせて1枚の様式で印鑑押していただいて、提出していただいたもので町民課のほうで財務の税務係のほうに行ってその確認をして判定をするという形の事務処理をしたいというふうな形で今事務処理の整理をしているところであります。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そこが私もちょっとひっかかるところであります。恐らく軽減措置がされたとしても、低所得世帯あるいは1人家庭であればそれほどの多額のくみ取り料金にはならないだろうと。推定ですけれども、1年間にならしてみても1,000円にもならないような場合が多いというふうにもお聞きしました。その1,000円足らずの軽減を求めるために1枚当たり400円もするような納税証明書、課税証明書などをとるとほとんど効果がなくなるわけですから、そういったことが起こらないような簡易な簡素な手続をぜひ、今そういう答弁をいただきましたので安心しましたけれども、なるべく簡単などいいますか、そういう閲覧をしてくださいという本人の同意を得るようなもので対応していただきたいと私も思っていたところです。軽減措置をされる場合に道町民税が非課税の世帯というのですけれども、そもそも年間所得どのぐらいの金額の世帯が対象となるのか、その辺わかりましたら、ちょっとお聞きしたい。

○議長（森 淳君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 道町民税が非課税になるというのは、個人の所得の世帯の状況、それから家族の状況、それから収入の状況、その収入も自営業なのか、年金なのか、給与なのか、さまざまな状況について変わってきますので、この場合というふうに一概に言えない状況ですので、ご理解願いたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 一概には言えない、確かにそうなのかもしれませんが、一般的なところだというのも変なのかもしれませんが、先ごろ新聞の報道では、これは8日ですから、おとといの一般紙ですけれども、政府のほうで27年度補正予算案の中には3万円の給付、いわゆる臨時給付金を盛り込むような記事が出ておりました。これも対象者は、低所得者、住民税非課税者の方々へ今3万円の給付をしようというふうに検討されている。それは、対象者は1,100万人と書かれています。1,100万人プラス障がい者の方々も含めればあと150万人ふえると。国のほうでは簡単にぼんとうこういった数字も出るわけですけれども、羽幌町でも正確ではなくてもおおよそ羽幌町にはこのぐらいの住民税非課税者がいるのだということは資料としてもないわけでしょうか、その辺お願いします。

○議長（森 淳君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 資料としてはあります。今手元にないので、ちょっと数字は申し上げられません。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、その中でさらにトイレを水洗化につないでいるのかどうかというところまでは恐らくわかっていないだろうと思います。住民税非課税世帯、確かにいろんなケースが考えられると思いますけれども、これは私の手元に来ました私個人の道町民税の納付の説明書ですけれども、これの裏面を見ますと前年中の総所得金額35万円掛ける納税者プラス控除対象配偶者あるいは扶養家族などの人数によって、1人、2人、3人の場合35万円掛けると、プラス32万円というような、これは所得税がかかりませんと。あるいは、次の欄には均等割がかからない場合の金額とかが書かれています。1人家庭であれば、恐らく60万円代が一応このボーダーラインなのかなというふうに思いますが、恐らくですから中には60万、70万という1人家庭、2人家庭であればそれに35万円が足ささるというような場合であれば、非常に比率的には少なくなるのではないかなという予想があります。そのような効果であれば、せっかくこういう低所得者の対策をしますよ、だけれども実際やってみたら何人もいませんでしたというような結果。28年度の実績を考えて把握したいというふうにおっしゃられていますけれども、把握した上で、さらにその対象者をふやす、状況を見ながらこの限度額をもうちょっとふやして1割、2割ふやそうかというような対策も考えるおつもりはあるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 考え方の一つですけれども、現状のし尿料金がありまして、今回羽幌町がミックス事業を推進するに当たって改めて料金を算定したと、そのときに当初から申し上げているとおり、かなり処理料金がコストアップといたしますか、かかるということで当初から説明をしてきたわけですけれども、結果的にかなり圧縮はかけましたけれども、それでも従前のし尿料金よりも若干上回ると、その上回った部分について基本的には低所得者の皆さんにはその上回った部分のフォローをしようというような考え方の軽減制度でありますので、これが例えば今金木議員のおっしゃるようにもっと軽減をして効果を出せというようなスタンスで今回の施策を行っているわけではございませんので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 小出しということに見えるかもしれませんが、例えば今羽幌町で水洗化をまだしていない家庭は人数何人いるのか、何世帯ぐらいなのか、これは今年の2月に開かれた委員会に出された数字が私手元にある一番新しい数字なのですが、今年の数字はまだ見込みになっていますが、平成26年度では水洗化人口が3,790と、羽幌町の行政人口が7,500、水洗化できる地域に住んでいる人が6,200ですから、恐らく2,000人ぐらいは接続可能な地域に住んでいて、まだ水洗化していない人数、ざっと2,000人ぐらいなのかなとこの表から見るのですが、平均2人家族とすれば、まだ1,000世帯は未接続かと。その中で例えば実際28年から申請を受けました。10人、20人でありました。それでいいというわけになるでしょ

うか。こういった制度、軽減をしますよということであれば1割ぐらいの、例えば1,000世帯のうちの1割ぐらいの世帯が対象になるような制度にするとか、そういったような部分、実施するので、まだどういう数字になるか全然わからないといえはわからないのですが、その辺の状況も見ながら、余りにも少ないようであればふやすとかということも私は必要だと思うのですが、もう一度こういった考えについてお考えあればお願いいたします。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 低所得世帯が例えばその中のシェアでどれぐらいいられるかわかりませんが、例えば該当者が多ければそれが効果があったということではなくて、あくまでも利用されている方々の現状のし尿料金のアップの部分はこの軽減策でフォローすると、こういうような考え方に立っていますので、その申請も申請があって初めて対応になるということでもありますから、それも例えば1人世帯のところでありましたら、くみ取りも年に1回あるかないか、あるいは2年に1回という可能性もあるかもしれません。そのときに量が何百リッターというような形でやって、それで申請して、かつ1,000円程度の減免になるのでしょうか、そんなような状況であれば、その1,000円のために手続とらないというような方も中にはいらっしゃるかもしれませんし、やっぱり申請して軽減したいという方々もいらっしゃると思います。そういう部分を行政側が今の段階でどう把握して、それが行政効果としてどうなのだというようなことはちょっと論点が違ってくるのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、この点については私もこれ以上同じことを繰り返すわけにもいきませんので、この辺にしてとどめておきたいと思っておりますけれども、28年度の実績を見ながら、私もまた思うところがあれば意見を申し上げていきたいと思っております。

次に、納入方法についてお聞きしたいと思います。銀行振り込み以外では委託業者に徴収をお願いする方向で今検討しているということで、それは理解をしていきたいと思っております。まさか今回町のほうで納入を受けて、納付書を送って一回一回役場の窓口を持ってこいというようなことではないということは、そんなことではないということでは理解をいたしました。ただ、委託業者先にこれからも集金をお願いするということであれば、今度は低所得者世帯だということがわかりますよね、納付書はどこでつくるのかわかりませんが、この世帯は低所得者世帯だ、この世帯は普通の世帯だといいますか、その点で役場職員以外の方がそういうところもわかるということについては、やはり何らかの対応なりが必要なのかなというふうには私は思いますが、個人情報という点で委託業者先への説明なり徹底なり、その辺の必要はないのかどうか、そこの点いかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） し尿の収集業者が収集した段階で、そこで納付書を切って、そしてそれで現金を収納するというケースは出てきますけれども、その段階ではその世帯が低所得者かどうかという判断はできておりませんので、基本的には決められた料金を納めていただくと。後日その領収書をベースに、申請書をつけて減免の手続きをとっていただくというような形になるかというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 余り細かいやりとりはしたくはないのですが、では一回一回そういうことをやるということですか。一番最初、初回の1回目だけすれば、その年度、年度で収入も変わるから、次年度は非課税になるという場合もあるでしょうが、一回一回まず請求金額を払った上で、また後日還付されるという、そういう意味になるのでしょうか、その点もうちょっと説明をお願いします。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） お答えいたします。

申請については、年度で1回すれば全てそれで取り扱いをするということになります。年度かわるごとに申請は出していたかなければならないというふうに考えています。あと、減免の関係で今副町長が言いましたが、基本的に明確な形で業者さんがここは低所得者だというはっきりした形でわかる形にはならないと思いますが、料金等々の額の関係で想像できるかもしれません。ただ、今回は委託という形で町の業務を委託をし、さらには徴収の関係についても委託をさせていただきますので、その関係で一種の公共事業を委託をさせていただくということで、基本的には守秘義務がありますから、仕事上知り得たことを外部に漏らすことはできないという形になります。ですから、その辺も含めて業者さんにもきちっとお伝えをして、そういうことがないようにということでは指導徹底しようと思っておりますので、その業者さんからそういう情報が他に漏れるということにはならないような形で業者さんに強く指導していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） その点は理解いたしました。

それで、もし納入できずに滞納者が発生した場合、これまでは業者さんが業者さんの責任で集金していたでしょうから、今度は町の管理下になるということで、滞納者が発生した場合にはどういった対応になるのか説明をお願いいたします。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 今議員さんがおっしゃられた滞納の可能性も全くないというふうには考えておりませんが、現況で今までの業者さんが徴収している部分で完全な未収になったことはない、ただ納入時期が若干おくれてお支払いになるというケースはありましたということでございました。基本的には同じような流れなのかなというふうに考えておりますし、とりあえず当月内に集金ができない部分については、今細部を

業者さんのほうと詰めておりまして、さらに1カ月ぐらいの期間徴収をお願いするのがいいのか、何カ月間それをお願いするのがいいのかという部分については今事務的にも業者さんも含めて検討しているところでもあります。それでもなおかつ万が一集金はその期間内にできなかったということが仮に生じれば、そこについては町のほうで滞納分の徴収業務をやらざるを得ないというふうに考えて今整理をしているところでございます。

○議長（森 淳君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、この点についてはまだまだ細部を詰める必要があるのかなと思います。滞納者に対してどういうふうに対処していくかということになれば、これまでも例えば水道料金であるとか、公営住宅、町営住宅の入居料の滞納者であるとか、そういった例がありますから、そういった方法に準じていくことになるのかなと思いますが、この点の条例もあすの議会で条例審議されますが、この料金についての滞納者の扱い方どうするかというのは条例整備はどこでなされるのか、私先ほどちょっと見たのですが、見つけることができなかったのですが、滞納の処理の仕方についての規定はどうなっているのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町民課長、室谷眞二君。

○町民課長（室谷眞二君） 滞納の規定ということでございますが、基本的には徴収方法については規則、要綱で明記をしようというふうに思っておりますが、未収になった場合のその後の徴収方法等については通常の自治法ですとかの規定に沿って滞納分の徴収を行うことになると思いますので、こういう形の徴収をやるという具体的な明文化は滞納分についてはできないというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 休憩時間を含めても質問時間がそろそろ迫ってきておりますので、簡潔に最後のまとめの質問をお願いいたします。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、最後に質問しますが、今後の見通しということでお聞きをします。経費、新しく供用開始になった後、新たに2割程度の経費がかさんできた場合には見直しをするという言い方だったのでしょうか、この点について今回の値上げがこの見直しをすることを前提に踏まえた値上げということであっては、私はちょっと理解ができないといいますか、今回は何度も委員会でも説明して、議会側からもいろんな意見が出される中でいろいろ手直しをされた結果の今提案だと思って私は理解しています。これからについても、2割ぐらいのアップをしたら安易にまた料金も2割アップなのかというふうにも考えられてしまうのですが、そういうことではなくて、そのときはそのときでまたどうするかはきちんと見直しをすると。する、しないを、値上げ、アップを前提にした今回のものではないということをもう一回この場で確認をしたいのです。

次は、私の意見ですけれども、例えば近隣自治体と余りにも差が離れてしまってはやっぱりうまくないのではないかと、留萌管内の料金を私もざっと調べましたけれども、

1リットル当たり7円台、8円台がほとんどだったと思います。ですから、今回8円台の値上げになっておりますけれども、しばらくはほかの管内の料金も見ながら、このまま推移をして、十分に近隣、管内の状況を見ながら検討するという立場で私はあってほしいと。例えば同じミックス事業、平成22年に檜山管内の今金町がミックス事業を始めましたけれども、1リットル当たり現在6円29銭というふうになっておりました。同じミックス事業で値上げをした、あるいは今金町のようにまだまだ6円台で実施しているミックス事業の町もあるということも考えれば、安易な値上げの方向は考えてほしくないと思いますが、この点について町長、お願いいたします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 広域ミックス事業について安易な値上げをしないようにというご要望とご意見でございしますが、そもそもこの話は供用区域内の下水道使用者とくみ取りの不公平さといえますか、同じし尿が下水道に入る方とくみ取りでは料金が違うということでは困るということから、供用区域に限って私は改正するようにと。それで、当初3倍と、議会にはお叱りを受けるだろうけれども、一応そういった試算を示さないことには議会もご判断がつかないと思って出したところでございます。その結果、原野地区といえますか、それから離島の供用区域外でも値上げの方向だとか、そういったご意見もいただきまして、紆余曲折あってここまで来たところでございます。

下水道のミックス事業ということでございまして、下水道にもしもふぐあいが出て改修等が始まりましたら、当然水道と同じように料金の改定は始まると思います。その時点で供用区域あるいは離島も含めた中でどうするかということは、今すぐ変えるというご返事はしませんが、ただ検討しなければならぬということは議会もご理解いただきたいと思います。逆に申し上げますと、そういったことでしなければ、また議員の中にもおかしいのではないかとのご意見をいただいたときに、私の答弁もぐらつくというような考えもございしますので、全員が金木議員のようにお考えいただければそういった心配は要らないのかもしれませんが、施設等の改修、そういった整備が金額が膨らんでくると町の一般会計等にも響いてくるでありましょうし、今日いろいろなご意見いただいた中にも国の助成だけでなくというようなご意見、それから活発な判断といったことでもございますが、当然国の補助制度があればそれを活用した中での整備等は考えざるを得ないし、考えなければならぬ、利用しなければならぬと思っておりますが、そういった財政負担がかかってくるようなものについてはまたご提案をしながら考えたいと思いますし、最初の答弁に書いてありますとおり、5年以内は施設が新しいということもございしますが、今回始めた新規事業でございしますから、当然燃料や薬品の値上げ等も勘案することは必要であります、しない方向で考えるのが一般的ではないかと。私の任期については3年しか残りありませんので、5年まで約束はできませんけれども、一般論として申し上げるならば、そういうことで間違いのないのではないかとお答えできるのかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き一般質問を行います。

1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） それでは、質問させていただきます。

高齢者の運転免許証の自主返納に対する後押しを。近年ニュース、新聞等で高齢者の交通事故が目につきます。事故件数を見ますと若者の次に高齢者が多く、羽幌町においても高齢の運転者がふえてきています。生活をする上では、一度乗用車を持つとその便利さから、運転免許証はいつかは返納しなければならないと考えていてもなかなか返納するまでには至らない現状だと聞きます。現在運転免許更新時75歳以上の方には講習予備検査が義務づけされており、認知症と判断された場合、最悪免許取り消しとなります。これからますます高齢者の運転者がふえてきますが、物損、人身事故等を起こしてしまいますと人生を変えることにもなりかねません。そこで、高齢者の不安に思う方の運転免許証自主返納を促すための後押し支援として、本町においてもぜひ施策が必要と考えます。ついては、以下のとおり質問いたします。

具体的な後押し支援策として、羽幌町の公共交通機関の無料化、ハイヤー乗車券交付等のメリットを考えながら取り組む必要があると思いますが、いかがか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

近年は、全国的に高齢者の交通事故がふえてきております。当町においても、高齢化により高齢の運転者が多くなっている状況にあることから、高齢者の運転免許証の自主返納を促し、運転者はもとより、その事故に巻き込まれ、とうとい命を失ってしまうような非常に不幸な事故を少しでも減少させなければならないものと考えております。

さて、ご質問の後押し支援策としての羽幌町の公共交通機関の無料化やハイヤー乗車券の交付等についてであります。運転免許証返納者の足の確保といたしましては、現在市街地では循環バスでありますほっと号の運行や原野地区においてはスクールバスの運行を行っており、決して十分とは言えませんが、最低限の対応は行っているものと考えております。また、羽幌町の公共交通機関の無料化やハイヤー乗車券の交付など、自主返納に対しての後押し施策については、今後他町村等の状況も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上、村田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） それでは、答弁に沿って何点か再質問をしたいと思います。

まずは確認を込めまして、今回の私のこの自主返納というところでいきます最大の目的といいますか、思いは高齢者の交通事故の減少、それと町民の生活を守ること、そして住みやすい町にすること、そういうところであります。よく耳にしますのは、いつまで自分で運転できるかなと、それからもうそろそろ運転やめさせなければならないのではないかなと、そういうことをよく聞きます。そこで、先ほどもお話ししました75歳以上の人が免許の更新をするときには高齢者講習の前に講習予備検査というものがあまして、その中には判断力、記憶力が低くなっているというふうに判断される人が出てきます。そのときにそこで出てくるのが、車の運転について家族や医師と相談してみてもどうですかというところが出てきます。そのときに、その講習を受けて帰ってきた当事者が奥さんなり、それから子供たちなりに、そういうふうになったのだと言って相談をしたり、これからどうしようかというときに、奥さんなり子供たちがお父さん、行政でもこういう行政としてのサービスをしているから、思い切って自主返納したらどうかと話し合う中において、今ここに言う自主返納をする後押し、それをすることによって事故を減らして安全なまちづくりというところを非常に強く思うわけです。答弁の中でもそのような事故を減少させなければならないとうたってありますが、そこら辺の確認ですが、認識としては同じような認識でよろしいでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 確かに高齢者の交通事故等々に関しまして今言ったような事情があるというのは認識をしておりますし、他町村の事例等々で例えば無料乗車券ですとか、あるいは定期券の一部支援だとかというようなことをやっている自治体があるというの把握をいたしております。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） そういう自治体があるということではなくて、そういう対策、中身の部分でなくて、行政としてこれからそういうことをしていかなければならないなという認識を聞いてみたのですけれども。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今言ったような支援策ということでありましたら、例えば今現状でいいますと、羽幌町でいいましたら先ほど町長の回答にありますとおり、ほっと号等々である程度の足の確保はできているというふうな判断をいたしておりますし、原野地区からはスクールバス等々でのことで対応が一部はできているのかなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 今の答弁でいきますと、改めて私が言った息子さんなり娘さんがお父さん、自主返納したらはというところの思いというのはないのだというふうな捉え方をしているのか悪いのかわからないですけども、自分としては捉えてしまいがちなのですが、それでは今最低限の部分で交通機関では最低限の対応をしているというところでありましたが、原野地区のスクールバスの部分に関しては、今現在でも69歳以上無料というふうな形で運行されていますけれども、免許を返納した人が行きたい場所というのは病院とか、目的地がスクールバスの運行では通っていないところ、生活路線でなくやっぱり通学路という部分の運行通路なので、そうするとそこからどうして病院行きますかということになると、やっぱりタクシーに乗るとか。それから、ほっと号に関しまして、定期券とかやっておりますが、それも通るルートというのは限られていまして、そうでない人方はそれを利用するよりもタクシーで行かざるを得ないかなとか、いろいろなことがあると思うのです。そこら辺の認識として、免許を返納すると考えたときに背中を押してあげるといふところの考えがないのですかというところを聞いてみたのですけれども、もう一度。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） まず1つ、ほっと号の関係でありますけれども、来年4月から新しく65歳以上の高齢者につきましては無料で乗れるというような状況をつくってまいりたいと。これは、あくまでも健康増進策だとか、あるいは介護保険というような事業の中で取り組んでいきたいなというふうに思っているところがございます。それと、もう一つ、現行3便体制で今運行いたしておりますが、8時、12時、3時という形の中で今回っておりますが、それにもう一便、来年4月以降、夕方5時、6時ぐらいのところまで1便回れるような体制で現在事業者、沿岸バスさんと協議をし、進めているという状況をお知らせをいたしたいと思っております。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） 今副町長からの答弁で、ほっと号、それから路線バスに対してまた何らかの、自主返納だけでなく、高齢者対策の一環でやるということは私も賛成させていただきます。私が最初から言っている目的というのは、あくまでも今の言う自主返納を後押しという、事故を起こしてしまつては大変になる、それから被害者も大変なことになるといふ、その部分なので、そういう部分でなくても、例えば行政の予算を100万、200万使わなくても、私が言っている思い、自主返納を促すという部分でいきますと、先ほど副町長から言いましたけれども、他町村でやっている部分でもお金のかかるタクシーとかバス、そういう部分もありますし、それからお金のかからない部分でいきますといふいろいろな商店街に協賛を求めまして、自主返納した運転経歴証明書というのですけれども、それを提示すると飲食店だと10%引きだとか、小売店では5%引きにしますとか、それから5,000円以上買いましたら自宅までお送りしますよとか、そういう協賛を得て自主返納を促すのと商店街の活性化ということに結びつけている町

村もありますし、手法としてはいろんな手法があると思うのです。そういうのを自動車学校で講習予備検査を受けたときに、もうあなたは記憶力、判断力劣っていますよと言われたときに、行政としてもこういうことしていますし、考えたらどうですかという、そういう施策をぜひやってほしいなという思いが私の思いなのです。そこら辺は少し理解してもらえないでしょうか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 大変失礼しました。町としてもそういうような施策についてはこれから検討して、なるべくそういうような促す方法がとれるように対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） ぜひお願いしたいと思います。

それと、後半の答弁の中に自主返納に対しての後押しの施策に対しては今後他市町村等の状況も踏まえ検討してまいりたいというふうになっているのですが、今私の思いは述べさせてもらいましたが、先ほどから出ていますずっとこの町に住みたい、この羽幌町が好きだ、住みやすいというところで行きますと、逆に早くこういう施策を打って、羽幌の町ってこうやってお年寄りとかそういうところにも小まめに施策をしてやっている町なのだなと思われるぐらい、まだ管内では余りないので、そこら辺は予算をたくさんかけるということではなくて、行政としてもそうやって優しいサービスをしているのですという、そういう部分でいくと一年でも早く検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（森 淳君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 今のご指摘のとおり、真摯に検討させていただいて、なるべくそういう施策が早目に打てるような対応をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、村田定人君。

○1番（村田定人君） ぜひ検討をよろしくお願いします。

それで、中身的に先ほどの運行の部分に関してちょっと細かい質問なのですが、いろんな施策がありますというところで、先ほども言っていました路線バス、ほっと号の部分に関してですが、ほっと号は来年から何歳以上は考えていますというところで行くと、かなり運動がてらにそのバスを利用してくれるお年寄りとか町民、またふえると思います。ですが、先ほど言っていますように、例えば買い物行く、病院行くの場合に、それを利用したくてもできない人もいるというところで行くと、タクシーの最初の初回の料金のチケットというのですか、そういうのは金額は大きくないので、1つづり、私は見たことがないのでわかりませんが、月1回分ぐらいの部分考えたそういう部分が1年間の中の予算でいくと1人六、七千円か、そのぐらいになると思うのですが、そういう部分もできる範囲でいいので、そういうところに行けるという部分、それで足

りるわけではないですから、それ以上することもないでしょうけれども、後押し対策の一つとしては一番手短で有効な対策なのではないかなというところでは考えてもらいたいなと思っております。

そういうことを踏まえていろんな施策を打って、住みやすい町になって、お年寄りも交通の便が悪いから息子の札幌にでも行くかなではなくて、最後まで羽幌に残ってくれるというような人がふえて、人口減少の対策にもなって、よいまちづくりという部分も含めまして最大限行政サイドのいろんなことを考えて、ぜひ一年でも早く実現してもらいたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時54分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） 先ほど私のほうからも答弁していますとおり、この関係につきましては他町村で先行している事例なんかもありますし、その中には例えばタクシーの無料乗車券ですとか、あるいは1年間に限って最大2万円相当のバスの乗車券部分だとかと、そんなような制度を設けている自治体もございます。羽幌町にとってどれが一番制度的にうまくいくのかというやつも見きわめながら、制度をなるべく使って、そういう自主返納の方々を促すような施策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） これで1番、村田定人君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時55分）